

平成27年度
保護林モニタリング調査の結果等について

近畿中国森林管理局 計画課

保護林モニタリング調査の概要

調査の目的

保護林の状況を把握

評価

保全・管理の推進

調査方法

保護林モニタリング調査
マニュアル等に基づき実施

調査内容

基礎調査(資料収集等)
現地調査(毎木調査等)

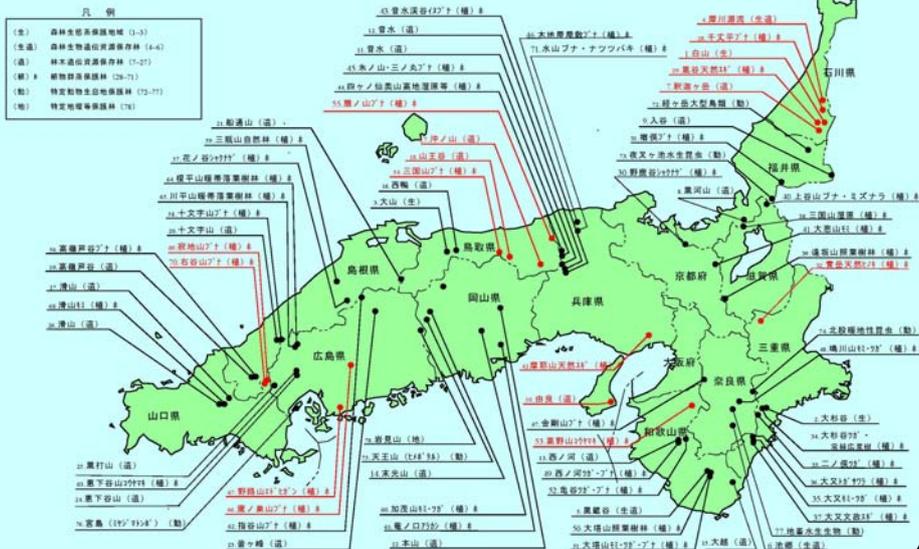
3

調査対象保護林一覧

平成27年4月1日現在

近畿中国森林管理局管内の保護林

- 凡例
- (赤) 森林生態系保護地域 (1-3)
 - (赤) 森林生物多様性保護森林 (4-4)
 - (赤) 林水産物保護森林 (5-27)
 - (緑) 動物保護森林 (28-71)
 - (緑) 特定動物生息地保護森林 (72-77)
 - (緑) 特定地域保護森林 (78)



4

保護林モニタリング調査結果

保護林の評価(案)並びに保護・管理
及び利用に関する事項(案)

5

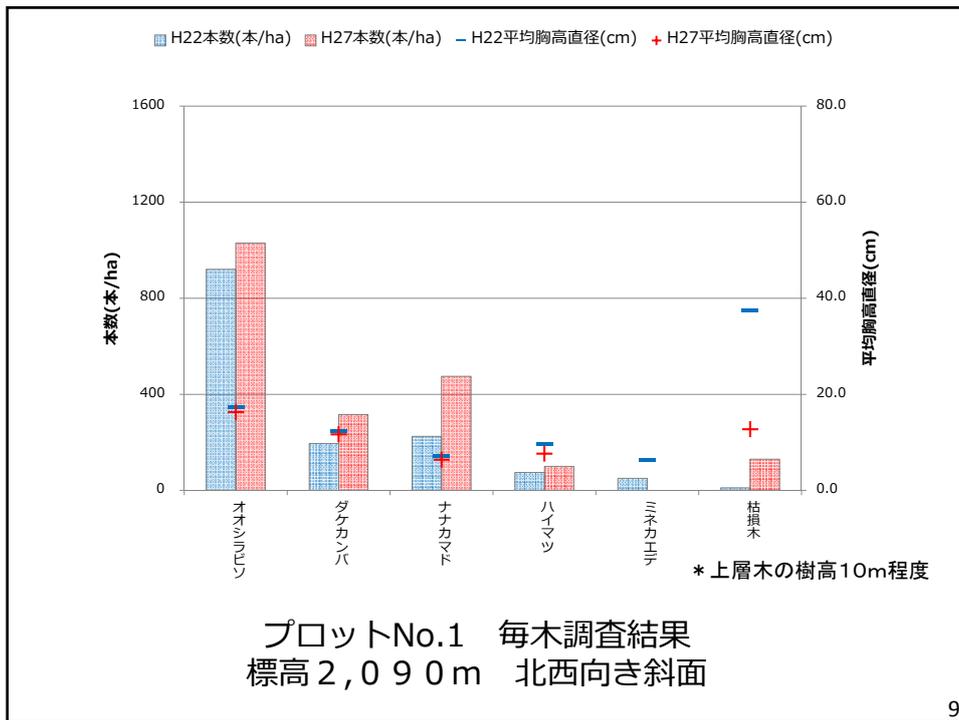
森林生態系保護地域

目的

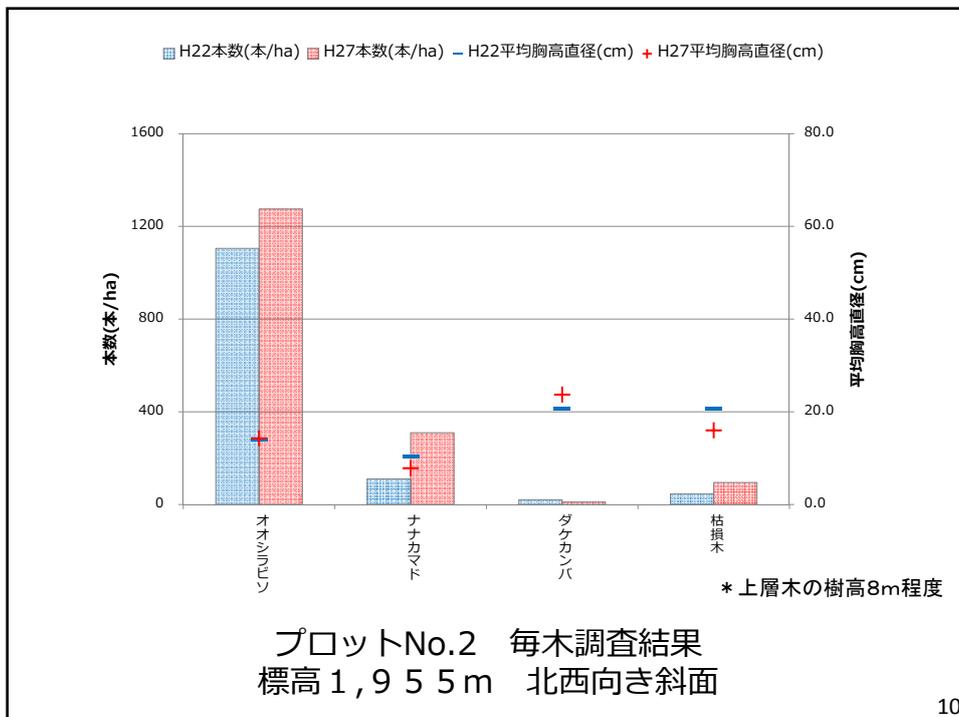
原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。

6

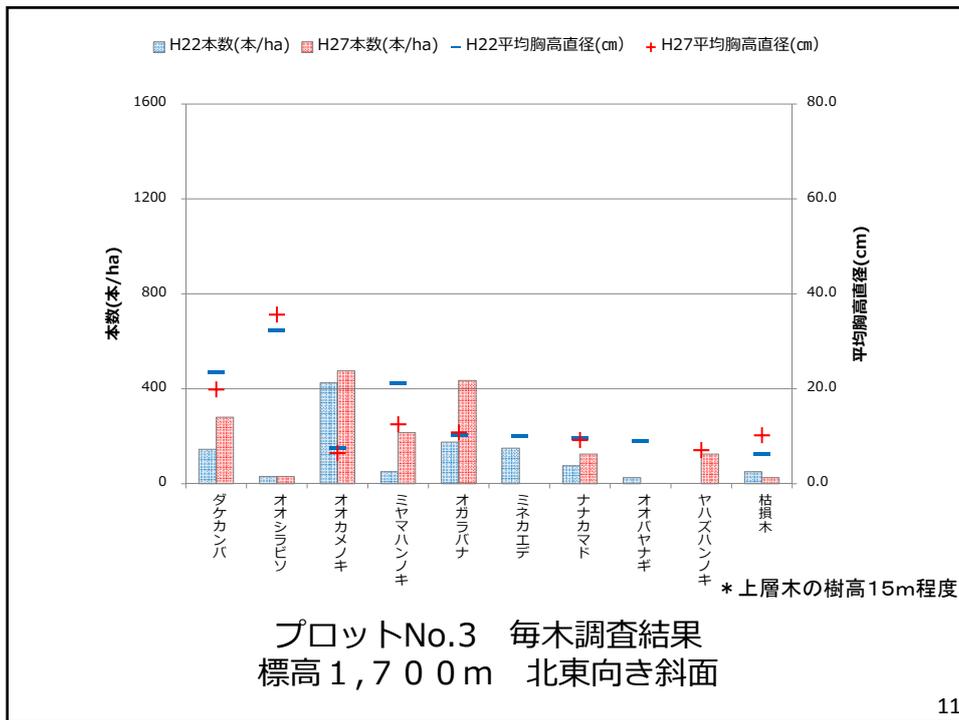




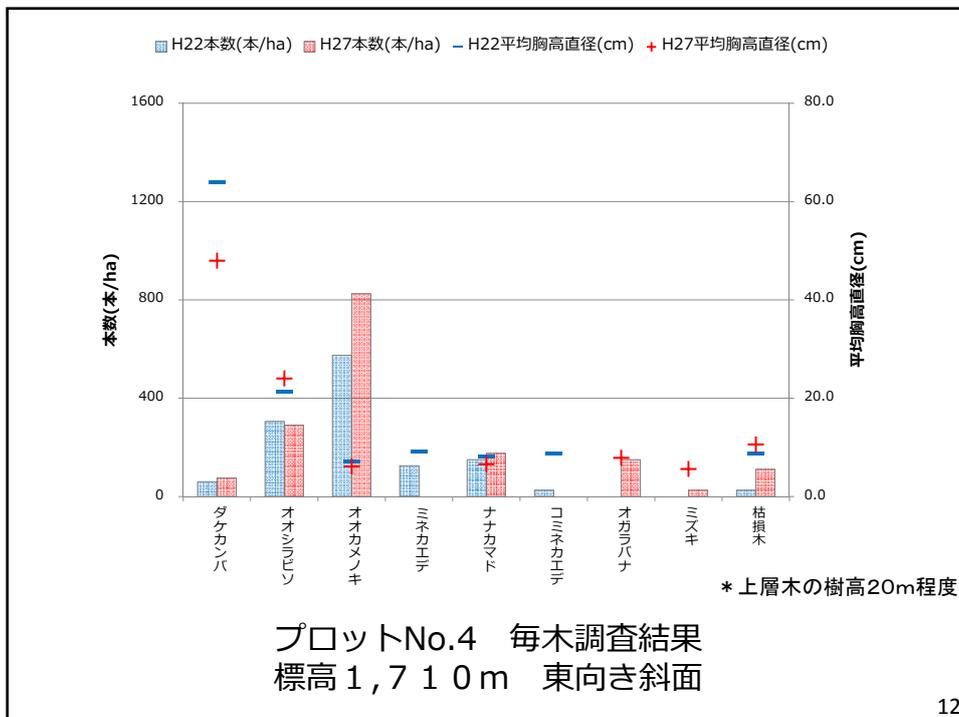
9



10

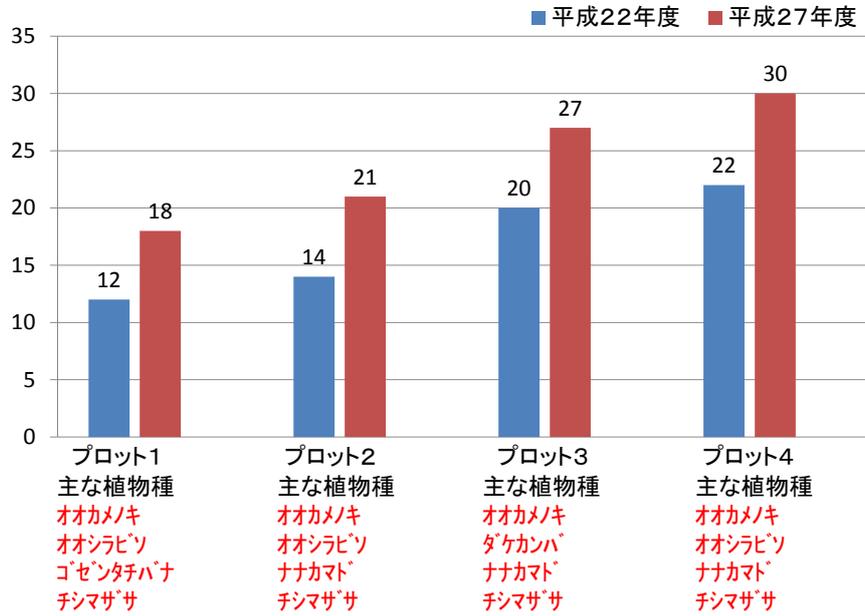


11



12

植生調査結果



13

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	無
プロット2	無	無	分布無	無
プロット3	無	無	分布無	無
プロット4	無	無	分布無	無

14

動物調査

ニホンザル



白山山系に多く生息している

コルリ



ブナ林に多い

ホシガラス



オオシラビソ林～
ハイマツ林で見られ、球果を食べる

15

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<白山森林生態系保護地域>

評価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱い方針
<p>自然的要因または人為的要因による生態系の攪乱は確認されなかったことや、林分構成種は緩やかな生長が見られ良好な状態が保たれている。</p> <p>また、ニホンシカ等の被害も確認されなかったことから、白山森林生態系保護地域の健全性は保たれていると判断する。</p>	<p>現行どおり</p>	<p>(1)保存地区は、原生的な森林生態系の厳正な維持を図ることを旨とし、次に掲げる行為を除き原則として人為的行為は加えず、自然の推移に委ねることとする。この趣旨を徹底するため、標識の設置やパトロール等を通じて入山者への周知と協力要請に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) モニタリング（長期的変化の継続的観測・記録）、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為 2) モニタリングの実施や、森林保全管理に必要な軽微な巡視歩道の整備 3) 非常災害のための応急措置として行う次の行為 <ol style="list-style-type: none"> ア 山火事の消火等 イ 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置 4) 入林者に周知を図るための標識類の設置 5) 既存の歩道、避難小屋の整備 6) その他法令等の規程に基づき行うべき行為

16

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）
 <白山森林生態系保護地域>

評価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
	現行どおり	(2)保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすことを旨とするが、次の行為は出来るものとする。 1) 保存地区において許容する前記(1)~1)~6)の行為 2) 国土保全のための治山工事およびその付帯工事 3) 大規模な開発をとまなわない森林レクリエーションのために必要な最低限度の道路、建物等の施設の設置

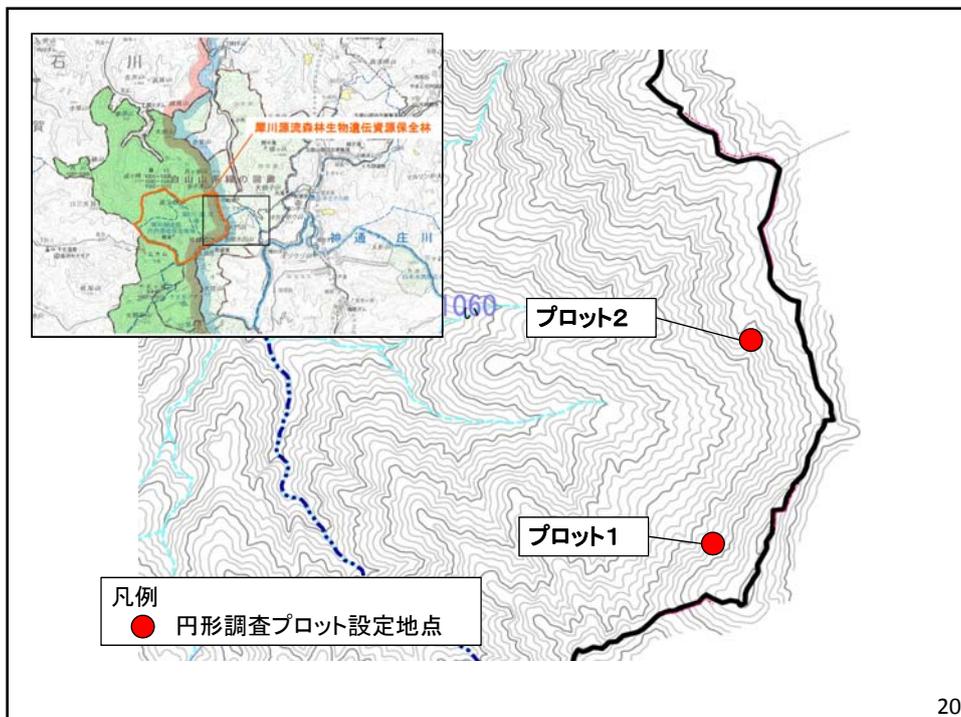
17

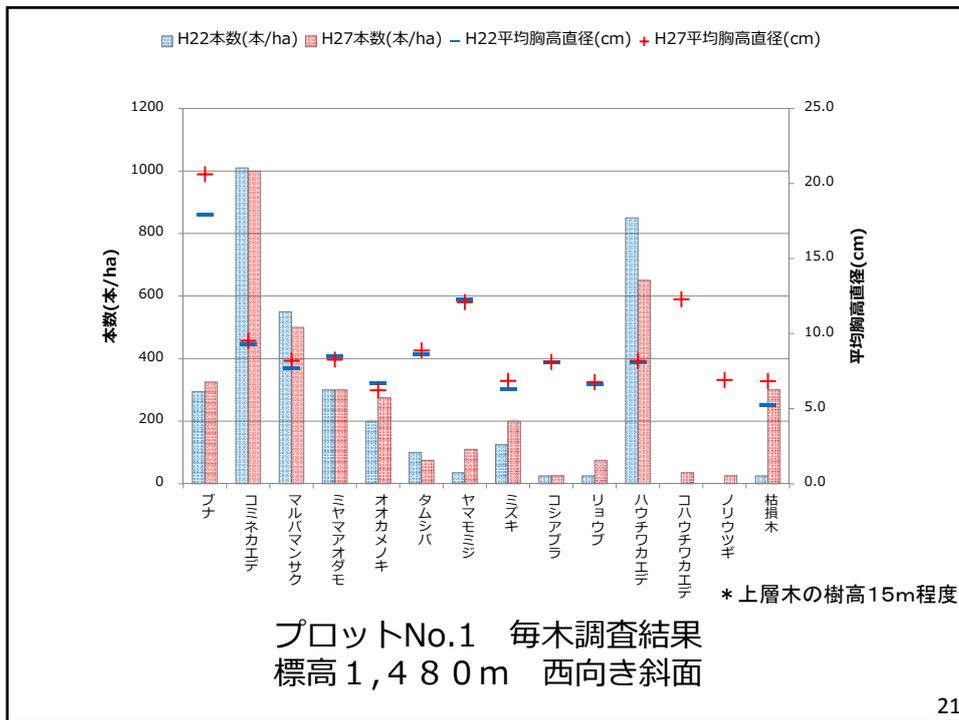
森林生物遺伝資源保存林

目 的

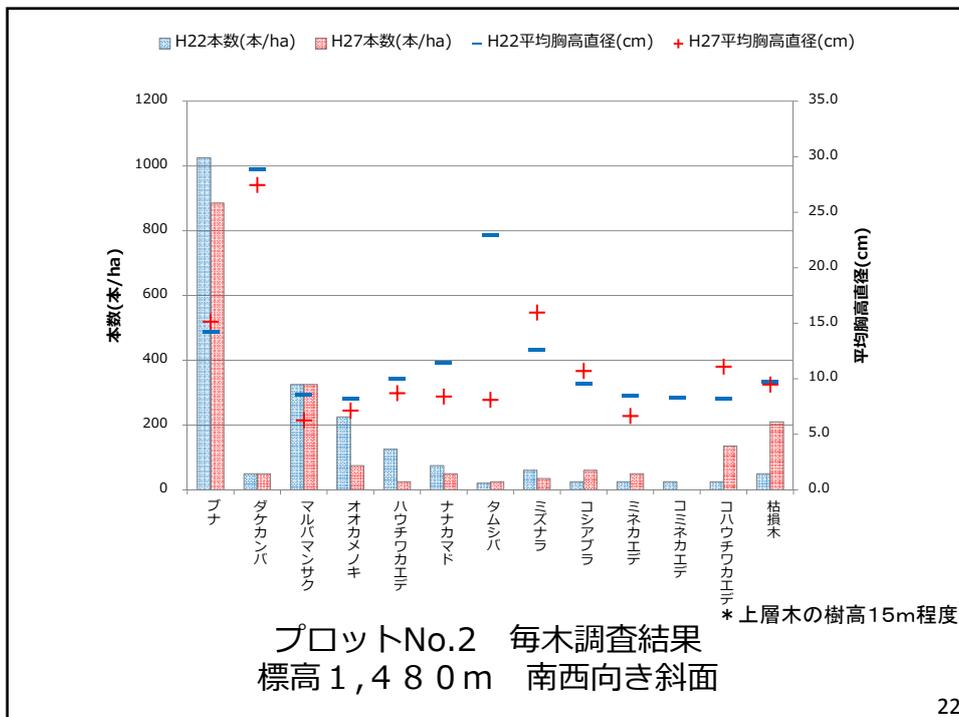
森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として森林生態系内に広範に保存する。

18



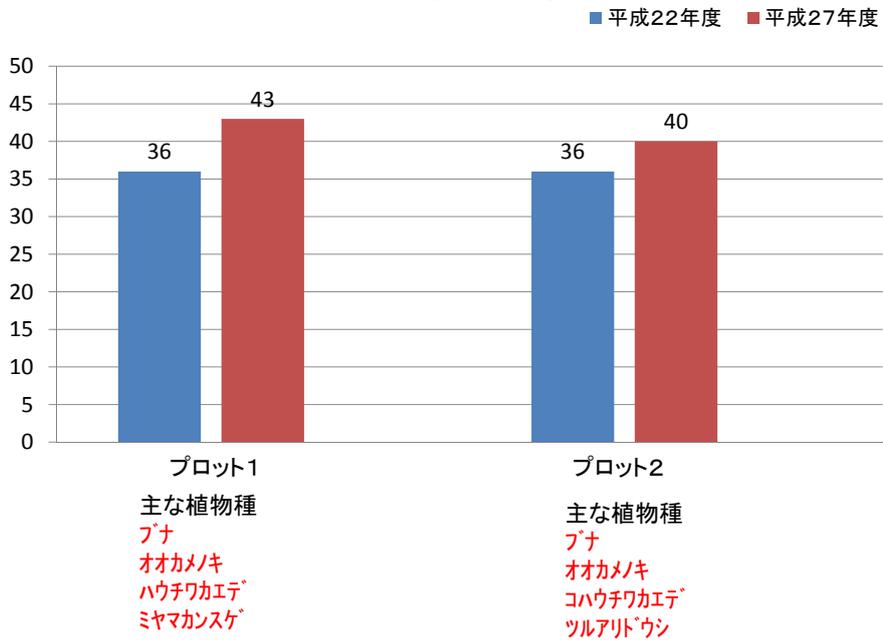


21



22

植生調査結果



23

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	無
プロット2	無	無	分布無	無

24

動物調査

マミジロ



コルリ



コルリはブナ林に多い

25

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<犀川源流森林生物遺伝資源保存林>

評価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>林分構成樹種であるブナの大径木を主体で構成されており、その他に、ダケカンバ、コミネカエテ、マルバマンサクなどの樹種が良好な状態で生育しており、林分構成種の実生や稚幼樹の生育も確認されたことから、林分の健全性は保たれていると判断する。</p> <p>二ホンジカの被害は確認されなかった。</p>	<p>現行どおり</p>	<p>ア 近畿中国森林管理局は、保存林の巡回等を通じて、常に保存林の状況を適切に把握するものとする。</p> <p>イ 保存林内は、原則として自然の推移に委ねることとする。</p> <p>ただし、調査・研究のほか、次に掲げる行為については、必要に応じ行うことができるものとする。この場合、近畿中国森林管理局は、必要に応じ関係する森林総合研究所、林木育種センター等の意見を求めることとする。</p> <p>(ア) 遺伝資源の維持確保を図る観点からの森林施業及び病虫獣害対策</p> <p>(イ) 災害防止・復旧のための措置として行う次の行為</p> <p>a 山火事の消化等</p> <p>b 林地の崩壊等により、下流域への影響が認められる場合の防止・復旧措置</p> <p>(ウ) 保存林の機能の維持に配慮した治山事業</p> <p>(エ) 標識類の設置等</p> <p>(オ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為</p>

26

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案） <犀川源流森林生物遺伝資源保存林>		
評価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
	現行どおり	ウ その他 (ア) 保存林に対する外部の環境変化の影響を緩和するために、外接する国有林の取扱いは、機能類型に応じた適切な施業を実施するものとする。 (イ) 保存林の適正な管理のためには、地元住民や登山者等の理解と協力が不可欠であり、このため普及啓発活動を行う等保存林設定の趣旨の徹底を図る。

27

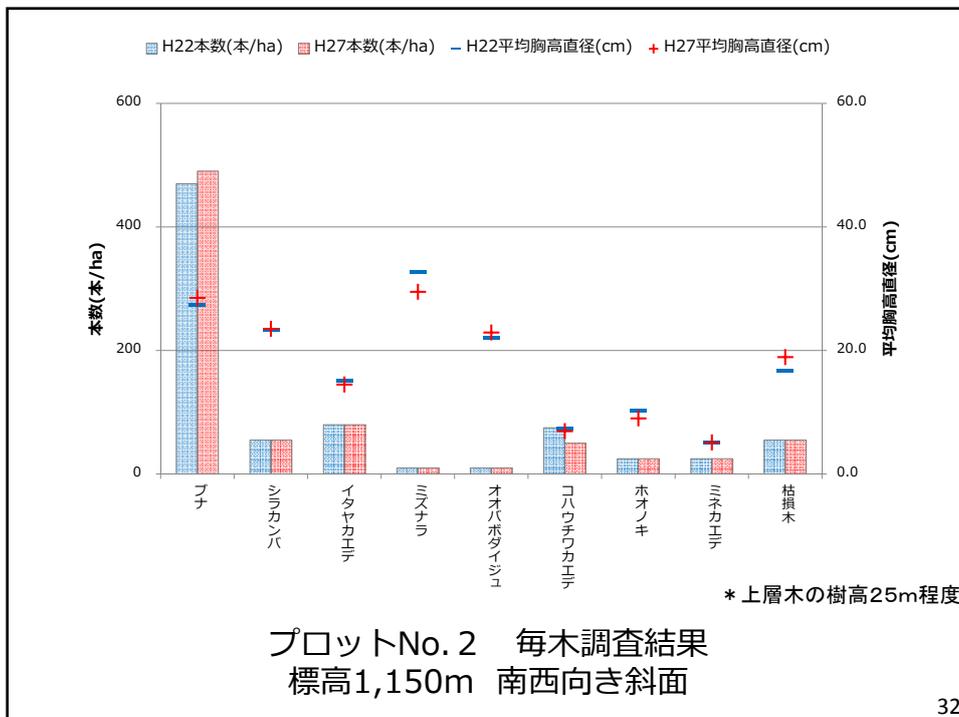
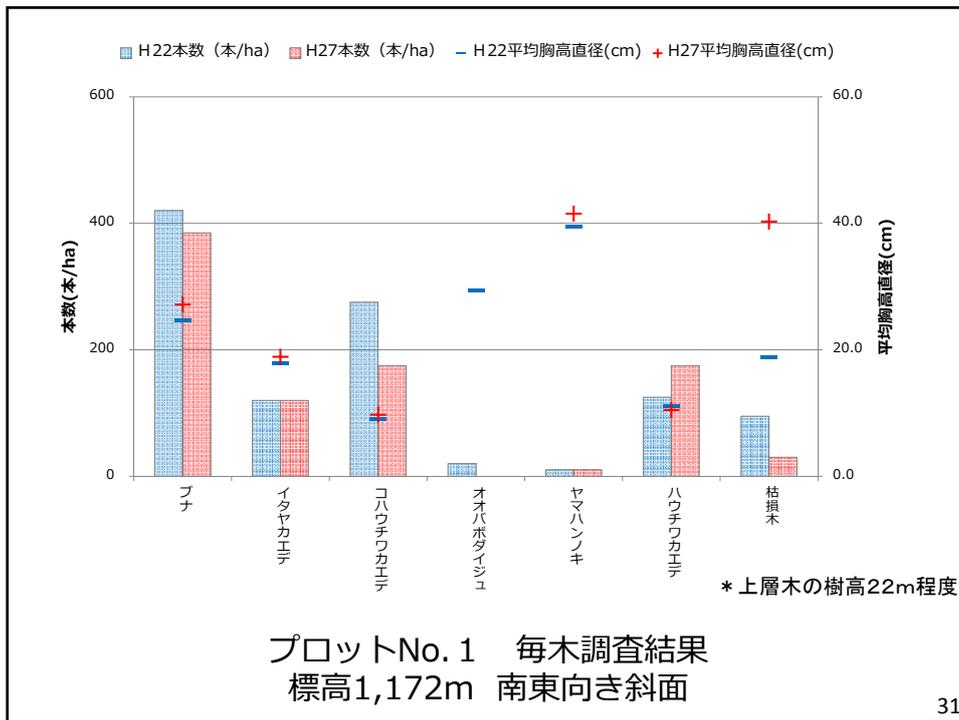
林木遺伝資源保存林

目的

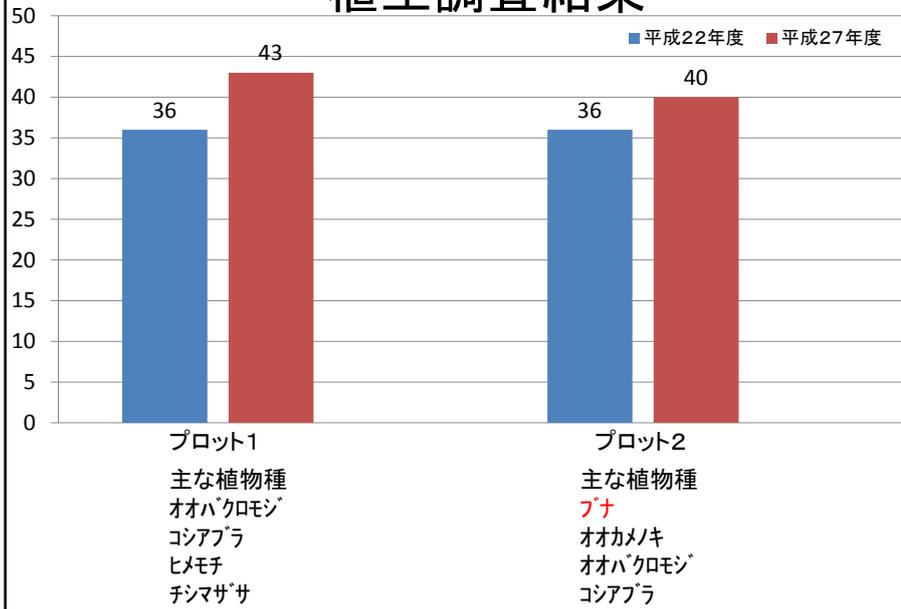
林木遺伝資源保存林は、主として林木の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存する。

28





植生調査結果



33

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	無
プロット2	無	無	無	無

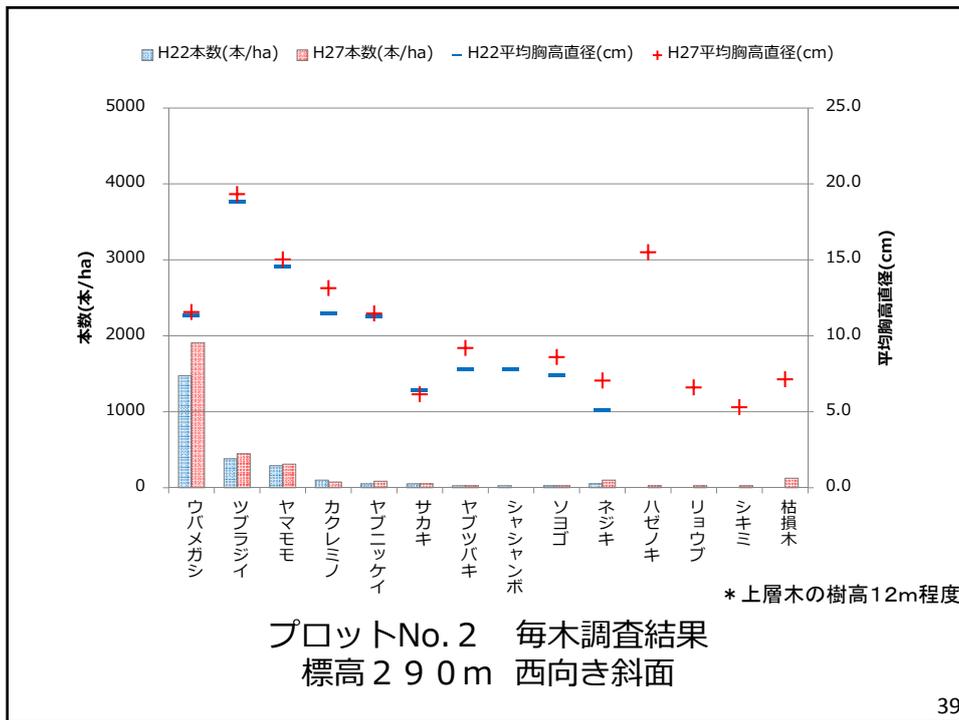
34

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案） ＜釈迦ヶ岳林木遺伝資源保存林＞		
評価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保存対象樹種であり林分構成種であるブナ、ミズナラが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>ニホンジカによる被害は確認されなかった。</p>	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。</p> <p>ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。</p> <p>また、ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。</p> <p>ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。</p> <p>また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p>

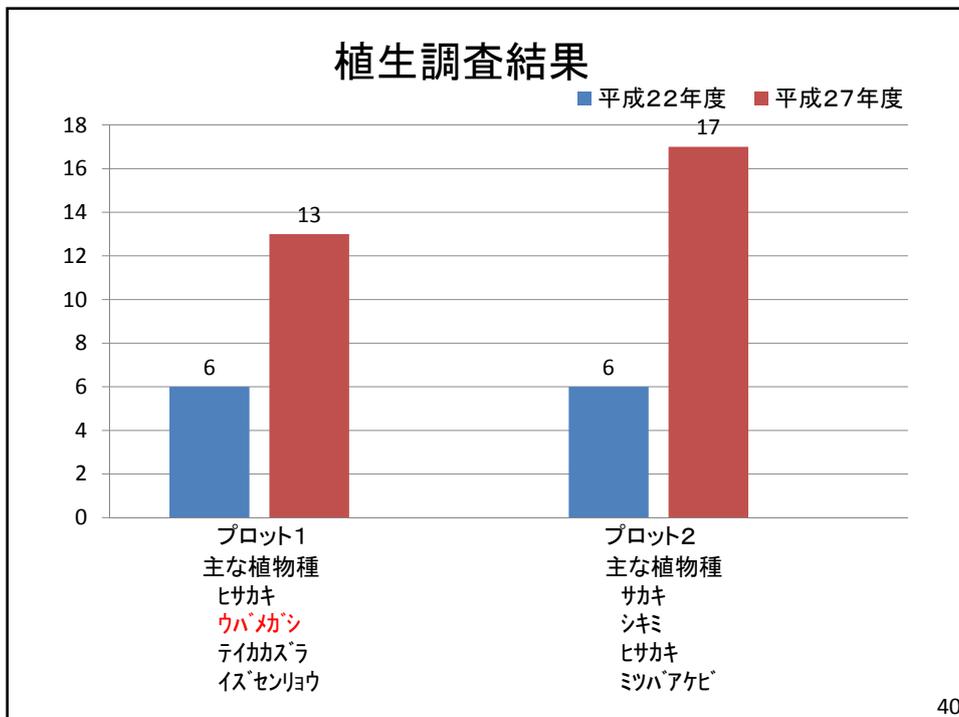
35



36



39



40

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	有	有	分布無	有
プロット2	有	有	無	有

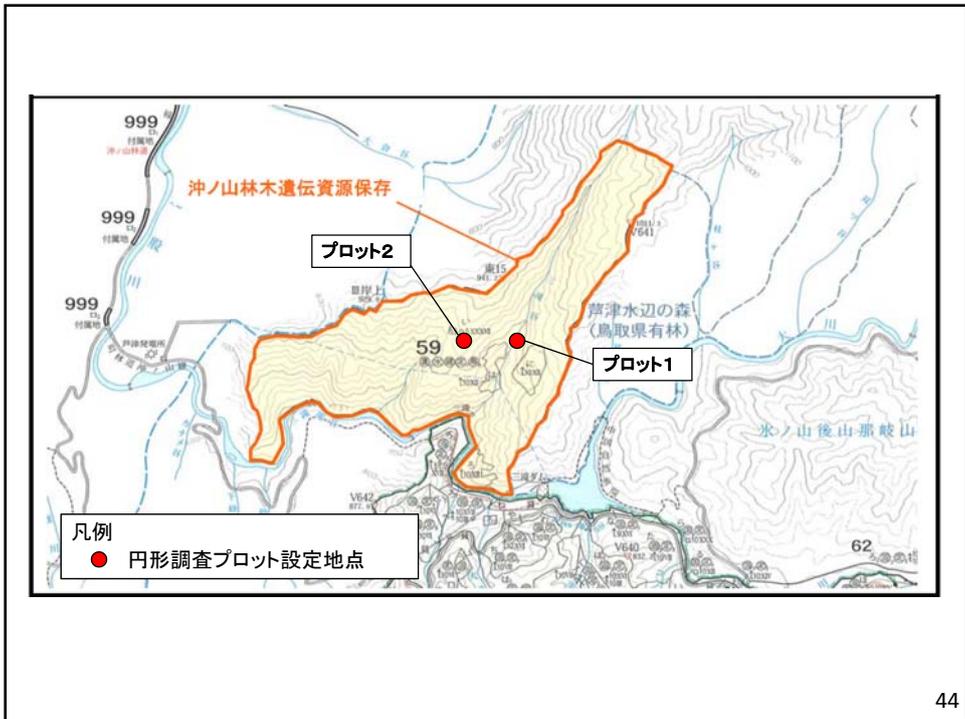
41

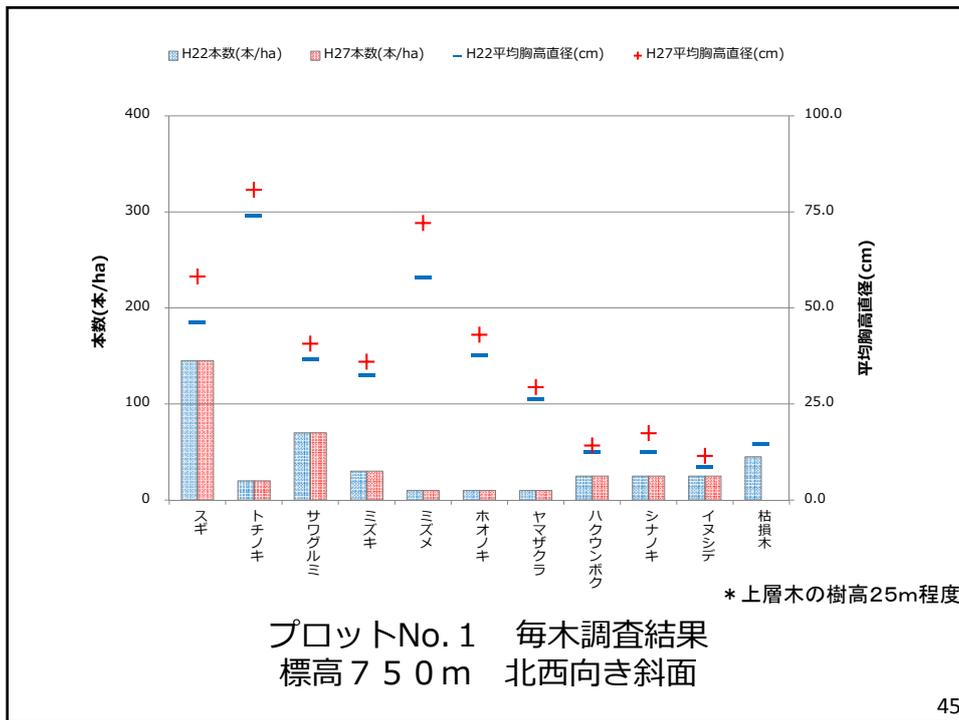
保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<由良林木遺伝資源保存林>

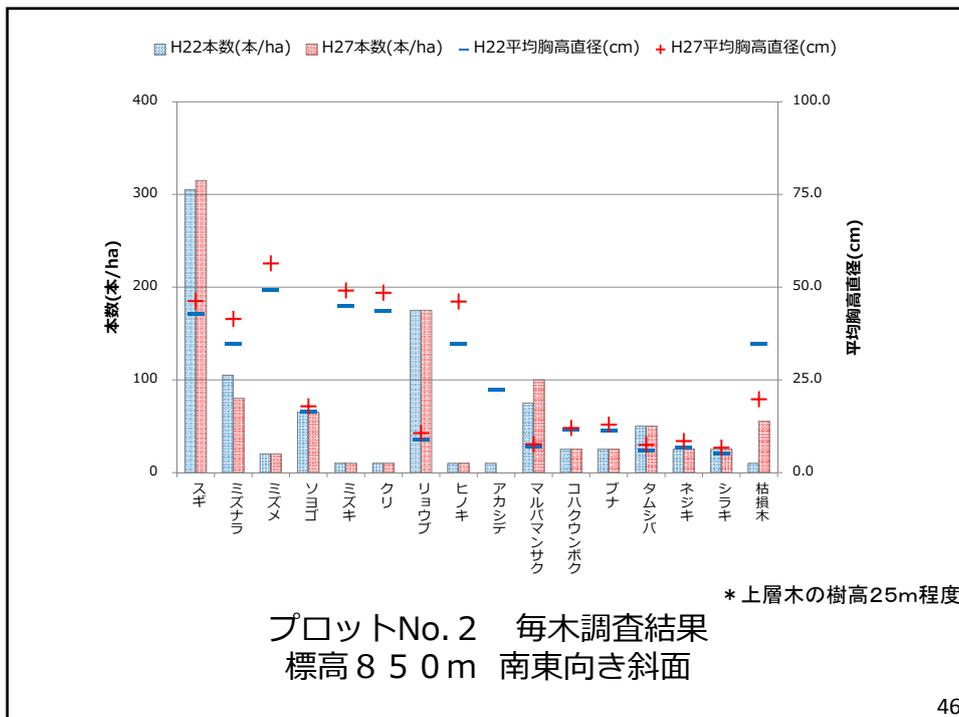
評 価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保存対象樹種であり林分構成種であるウハメガシが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>ただし、草本層を中心に二ホンシカの採食圧が大きく、全体的に植被率は低くなっており、糞や角研ぎの痕跡が多く確認されたことから、継続的に観察が必要である。</p>	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。</p> <p>ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。</p> <p style="color: red;">下層植生に対する二ホンシカによる恒常的な採食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。</p> <p style="color: red;">必要に応じて標識を設置する。</p>	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。</p> <p>ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。</p> <p style="color: red;">また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p>

42



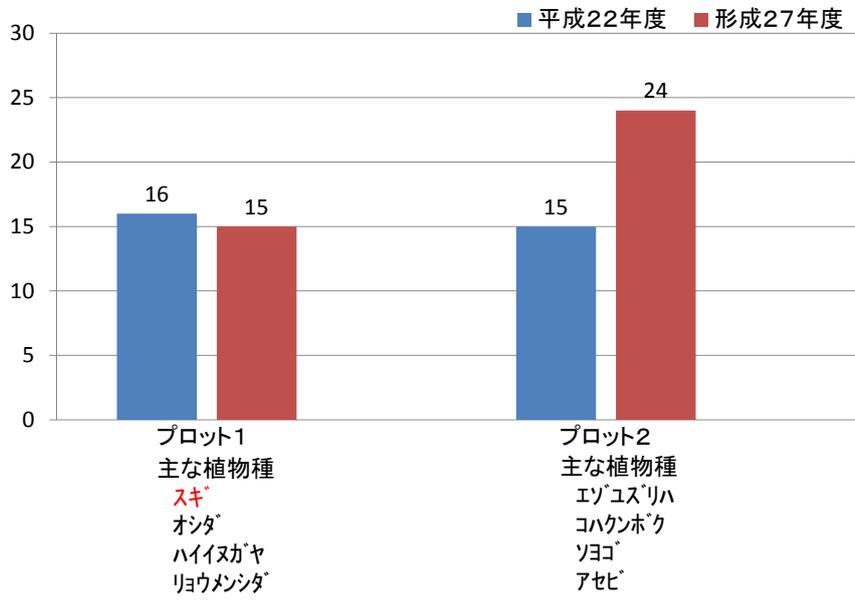


45



46

植生調査結果



47

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	有	無	分布無	有
プロット2	有	無	有	有

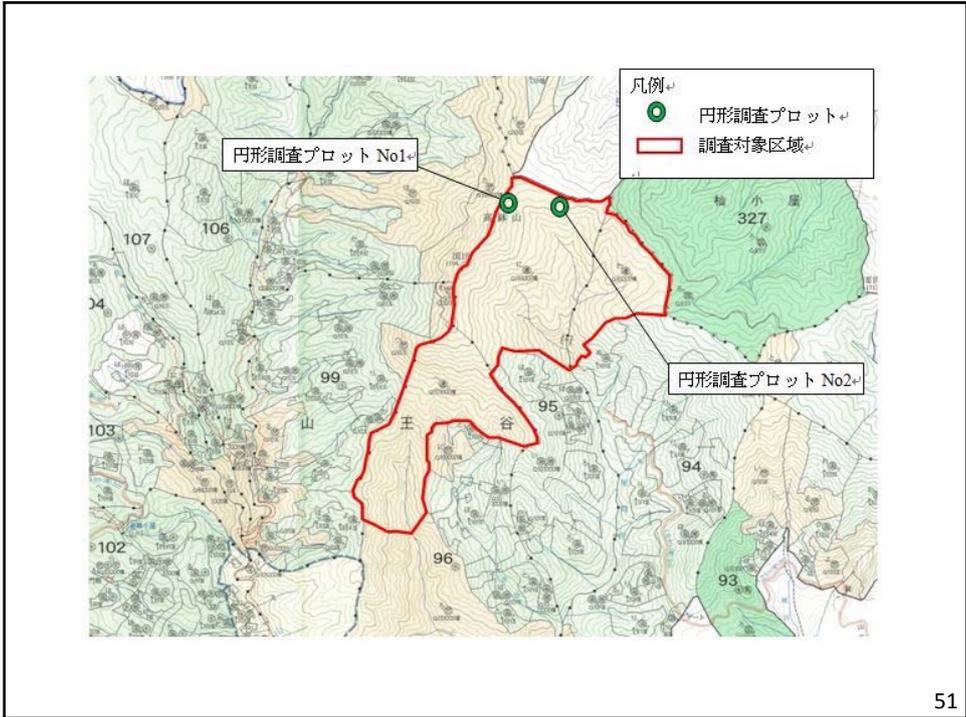
48

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案） <沖ノ山林木遺伝資源保存林>		
評価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保存対象樹種であり林分構成種であるスギ、ブナ、トチノキ、ミズメ、ミズナラについても健全に生育が確認されたことから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>ただし、草本層を中心に二ホンシカの採食圧が大きく、全体的に植被率は低くなっており、糞や角研ぎの痕跡等が多く確認されたことから、継続的に観察が必要である。</p>	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。</p> <p>ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。</p> <p>下層植生に対する二ホンシカによる恒常的な採食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。</p> <p>ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。</p> <p>また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p>

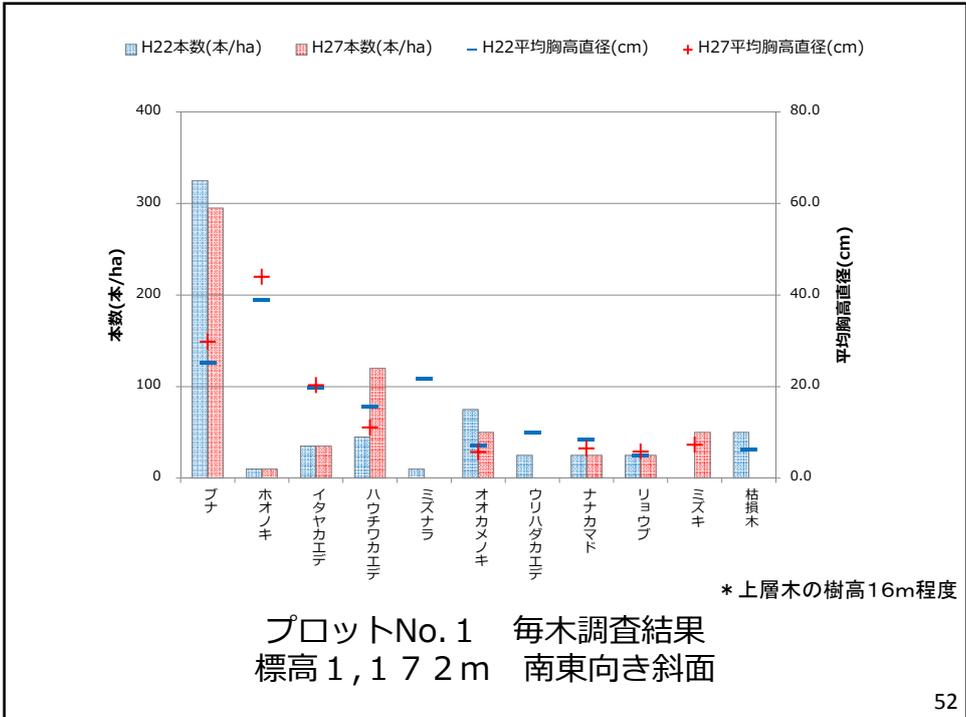
49



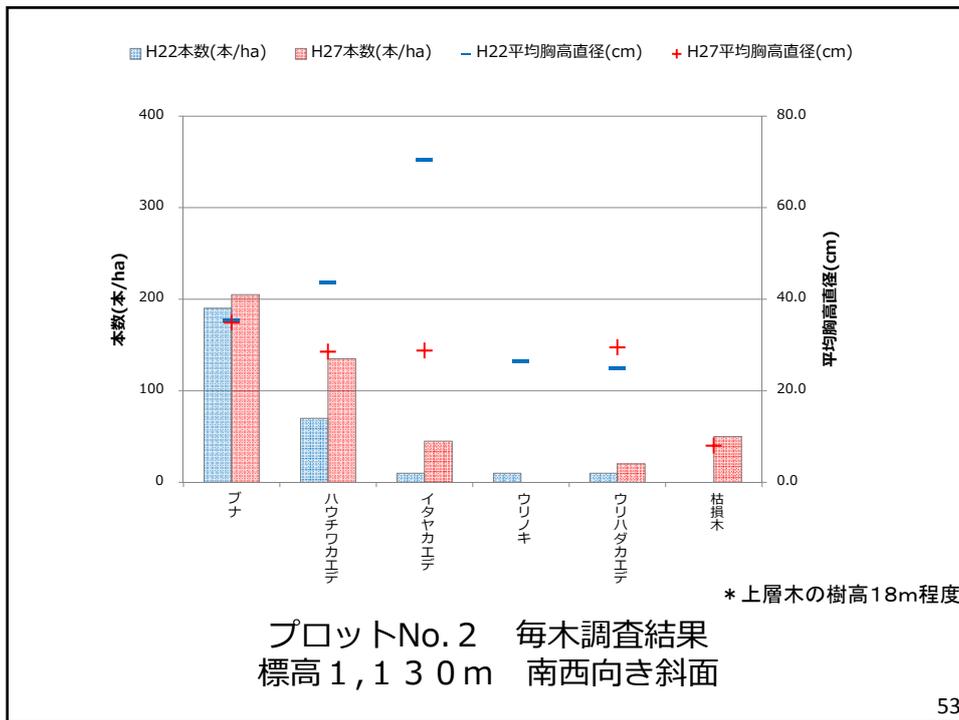
50



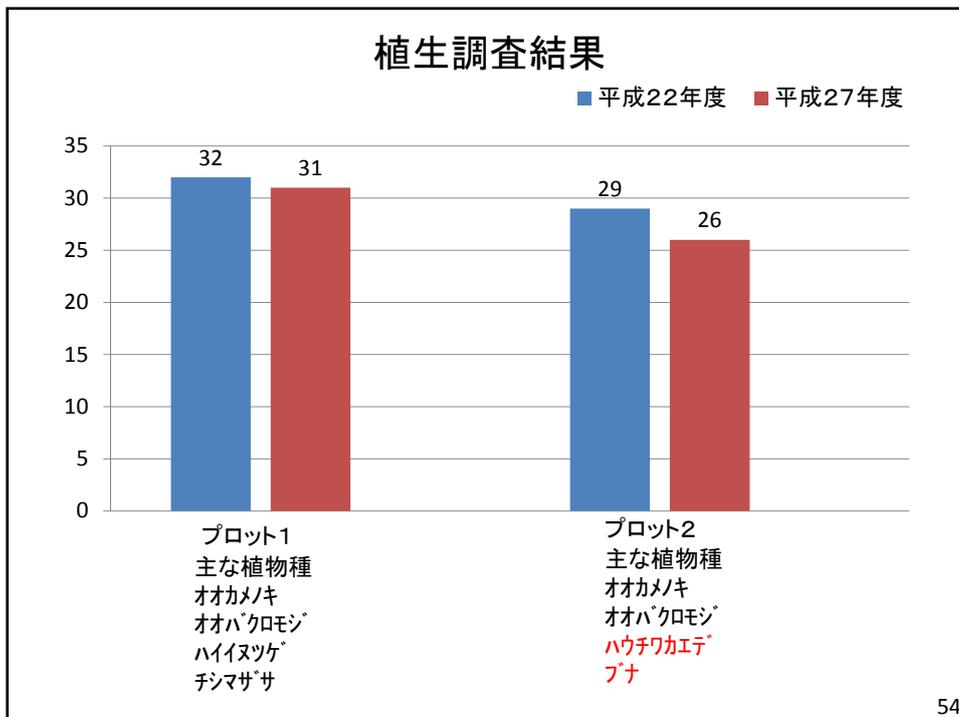
51



52



53



54

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	有
プロット2	無	無	分布無	有

55

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

＜山王谷林木遺伝資源保存林＞

評 価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保存対象樹種であり林分構成種であるフナが健全に生育していること、さらには保存対象樹種であるイタヤカエデやハウチワカエデなどが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。ただし、ニホンシカの糞等が確認されており、今後も引き続き観察を行う必要がある。</p>	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。</p> <p>ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。</p> <p>また、ニホンシカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p> <p style="color: red;">必要に応じて標識を設置する。</p>	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。</p> <p>保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。</p> <p>ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。</p> <p>また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p>

56

植物群落保護林

目的

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。

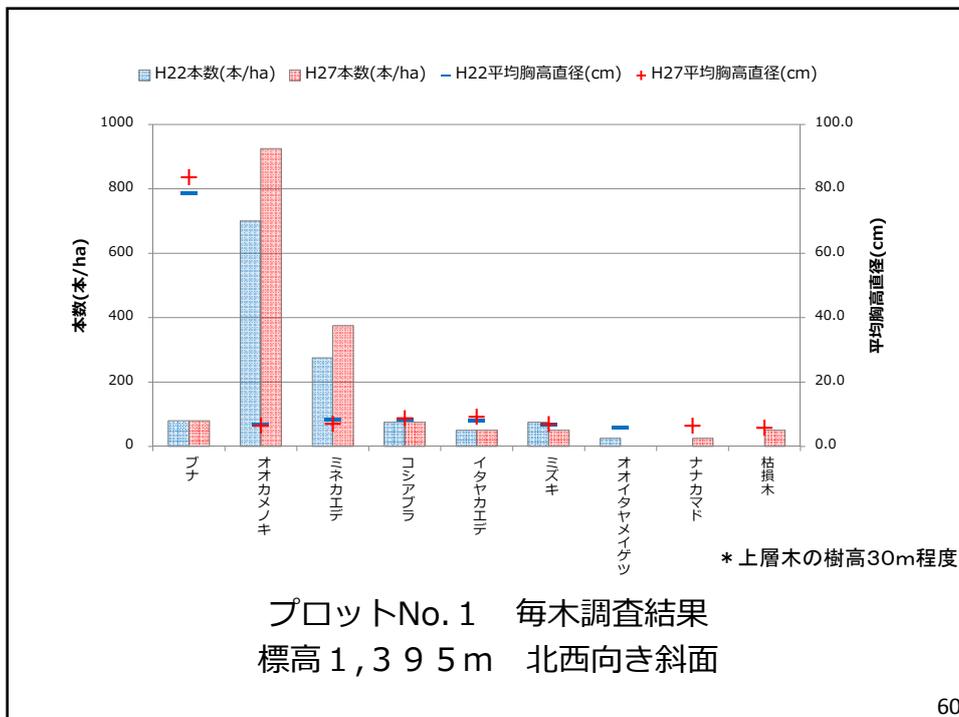
57



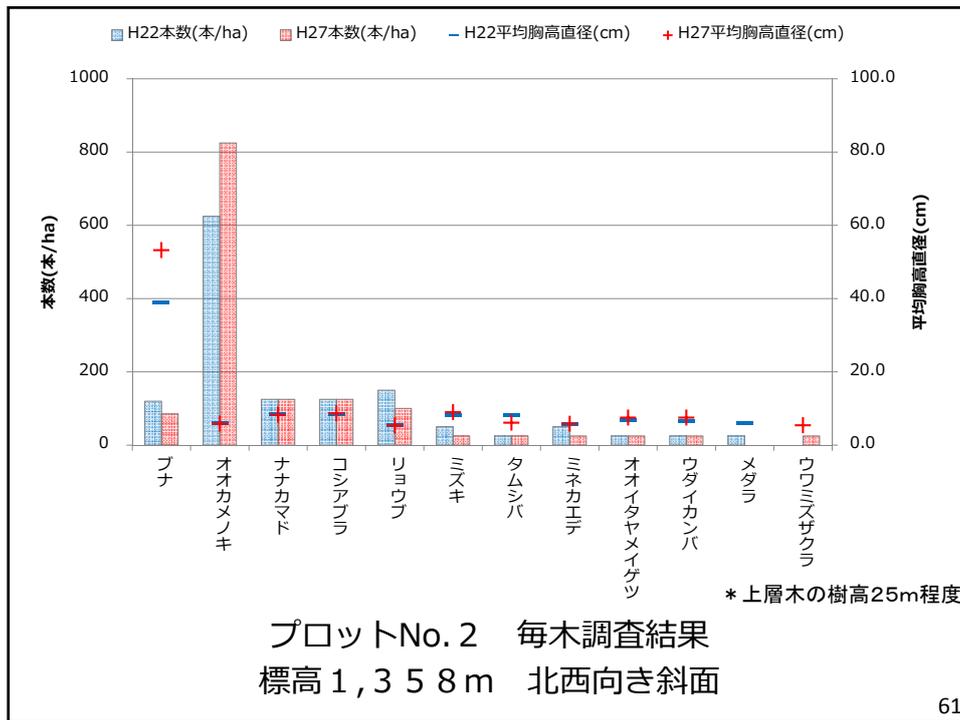
58



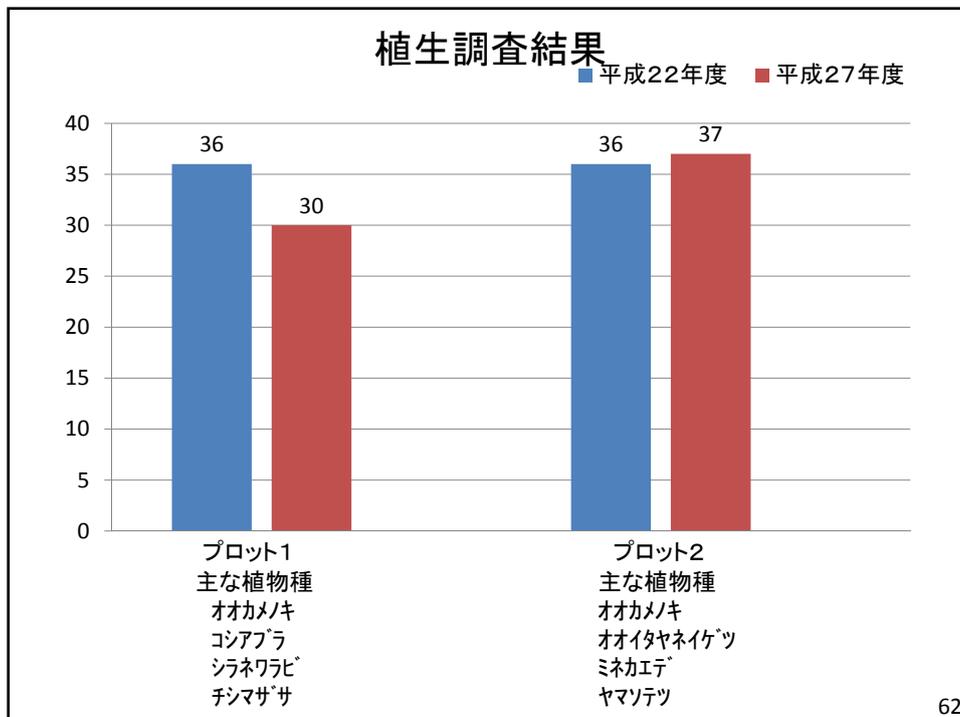
59



60



61



62

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	無
プロット2	無	無	無	無

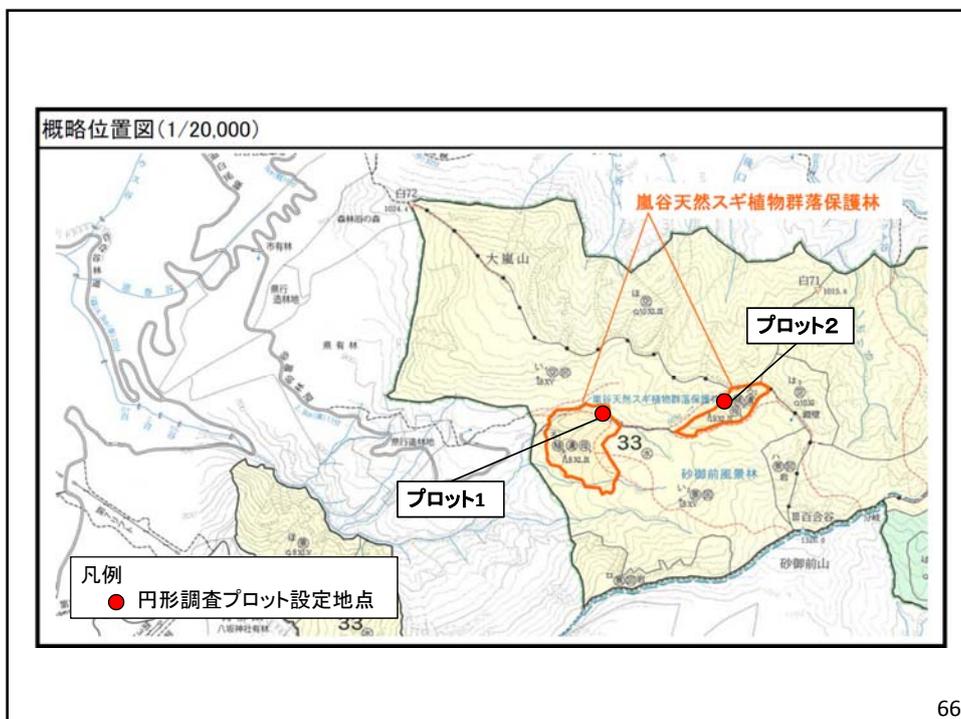
63

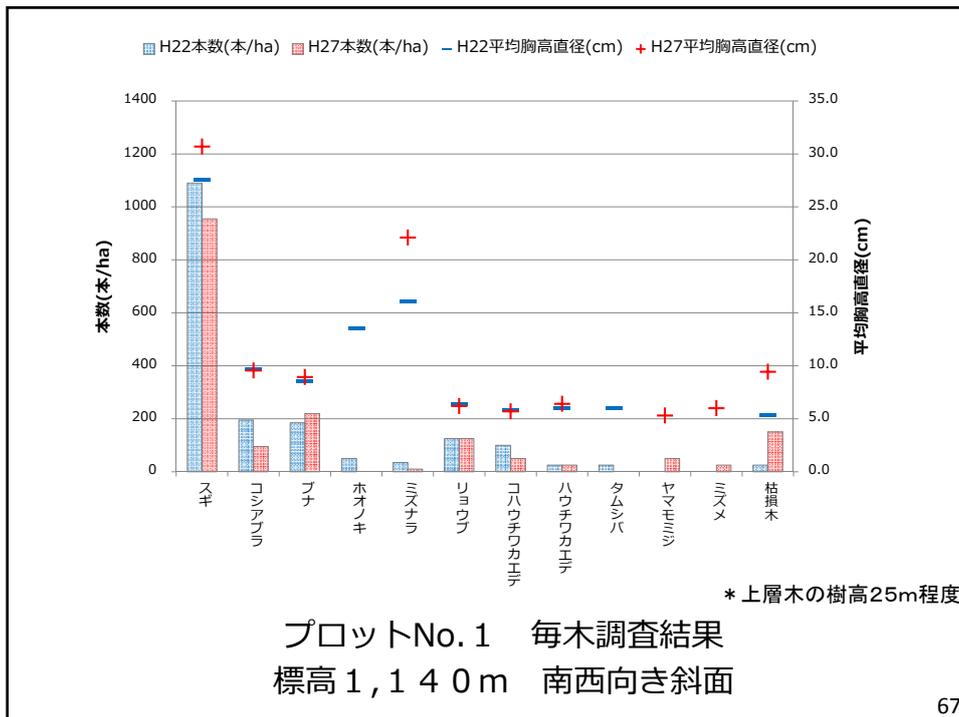
保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<千丈平ブナ植物群落保護林>

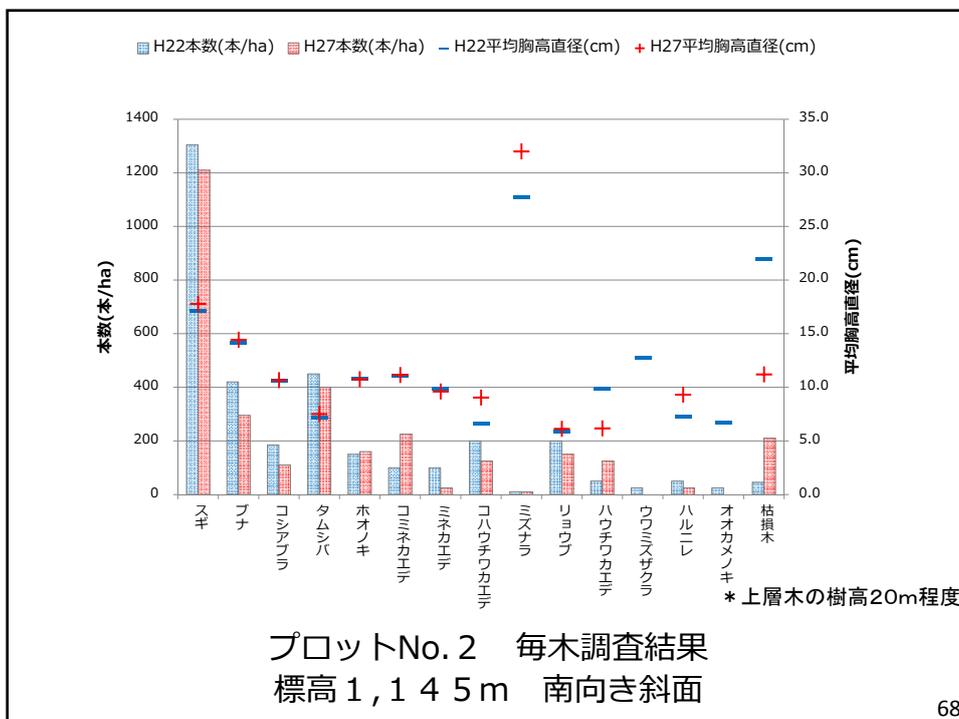
評 価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保護対象樹種であり林分構成種であるブナが、高齢木から若齢木まで幅広い樹齢の個体が全階層で確認され、健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>ニホンシカによる被害は確認されなかった。</p>	<p>現行どおり。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>

64

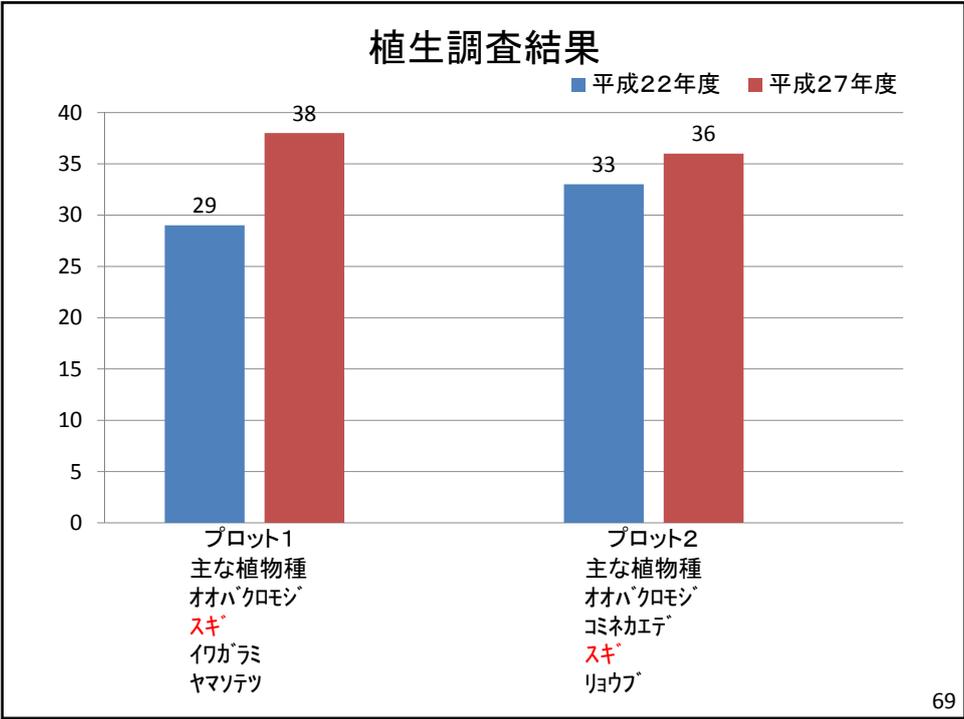




67



68



シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	無
プロット2	無	無	無	無

70

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）
 <嵐谷天然スギ植物群落保護林>

評 価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保護対象樹種であり林分構成種であるスギが健全性に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>二ホンジカによる被害は確認されなかった。</p>	<p>現行どおり。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要なかつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>

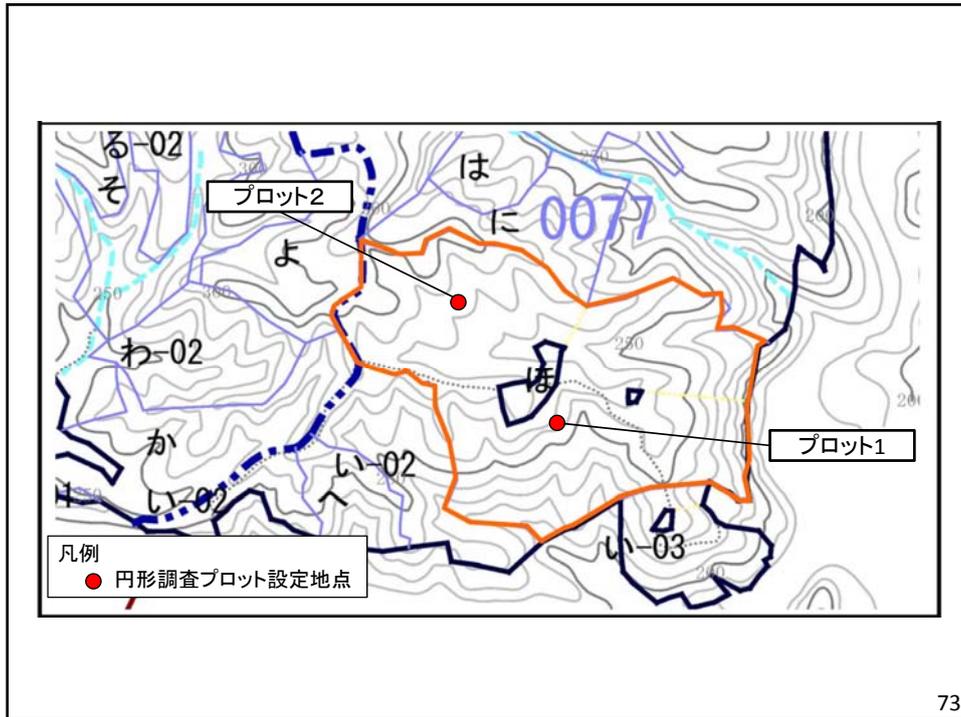
71



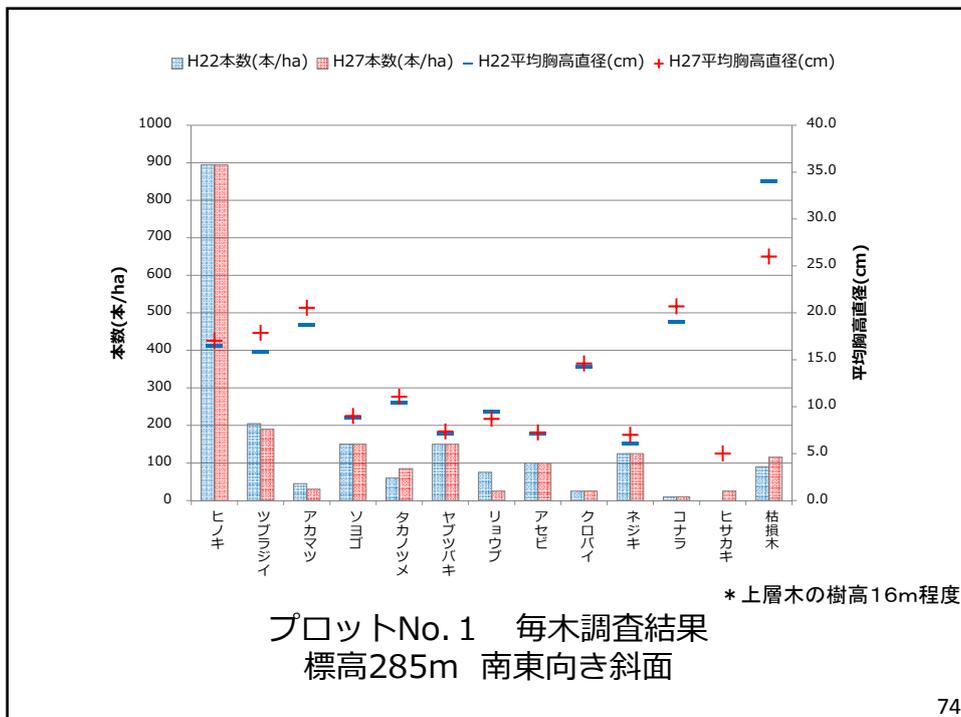
青岳天然ヒノキ植物群落保護林

面積：8.85ha(三重県伊賀市)

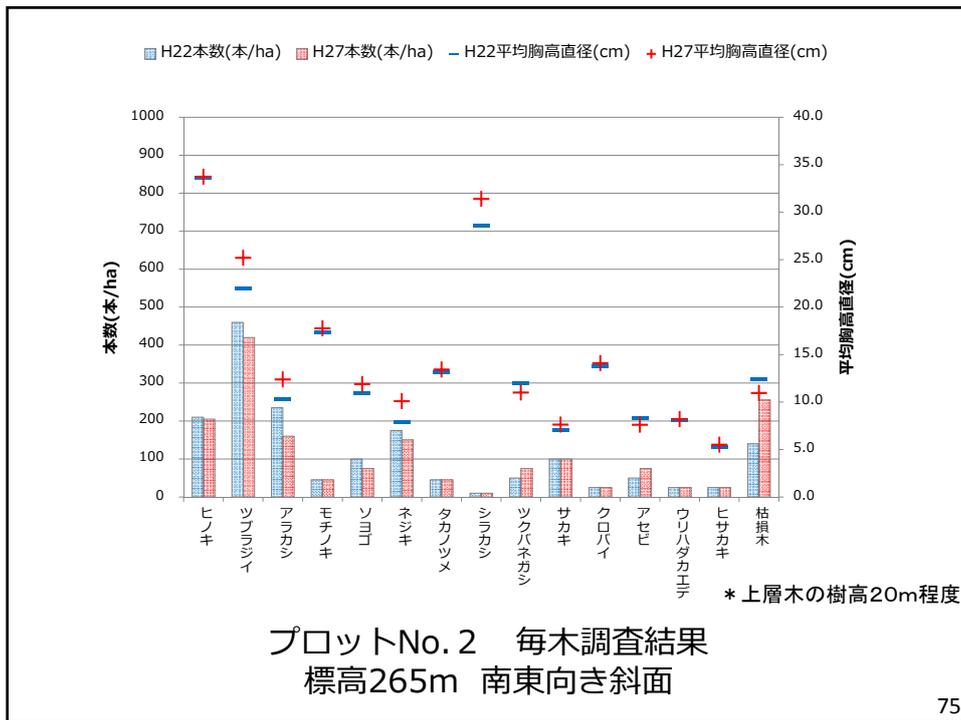
72



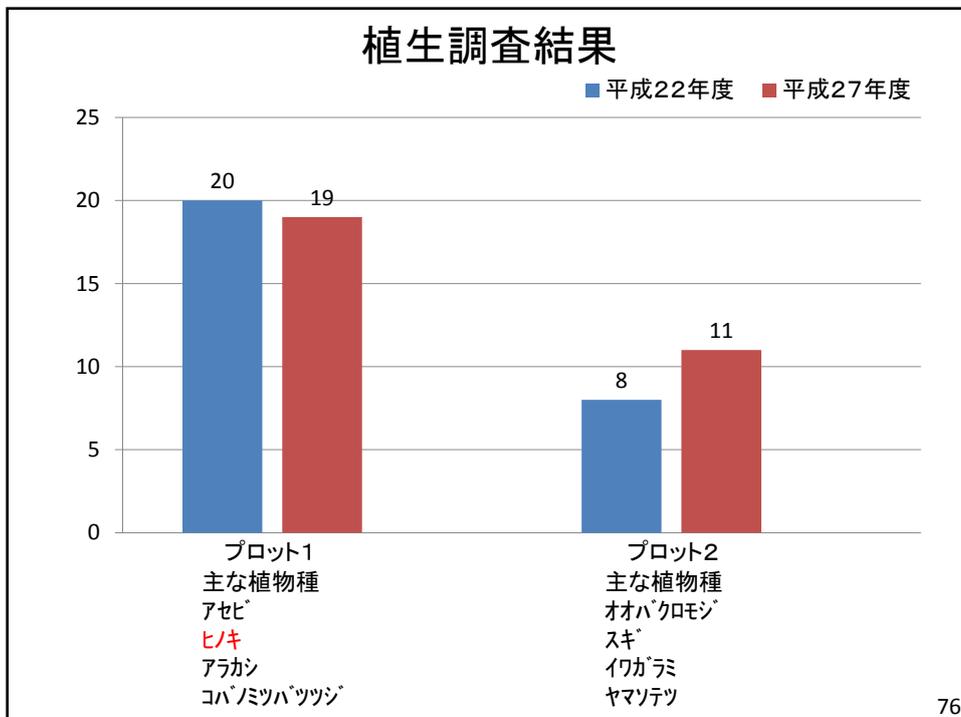
73



74



75



76

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	有	無	有	有
プロット2	一部有	無	分布無	有

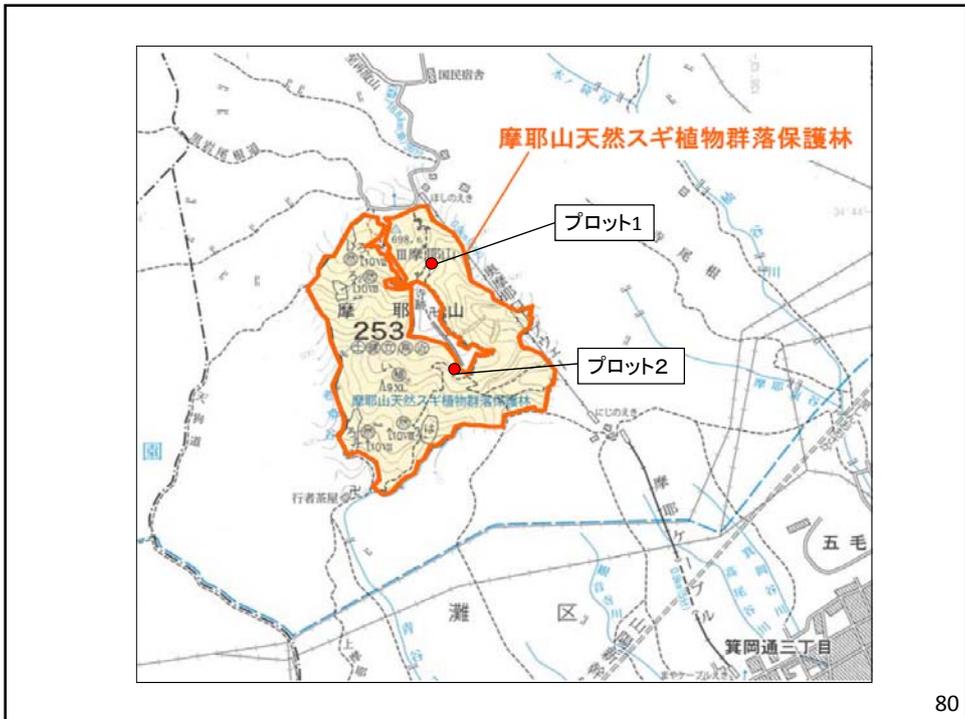
77

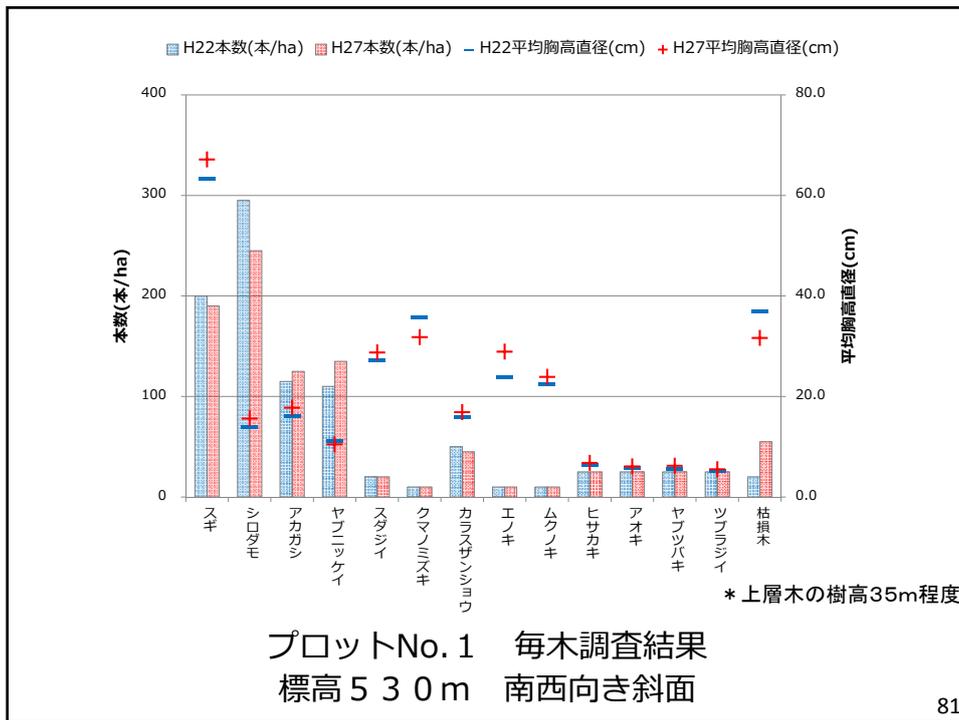
保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

＜青岳天然ヒノキ植物群落保護林＞

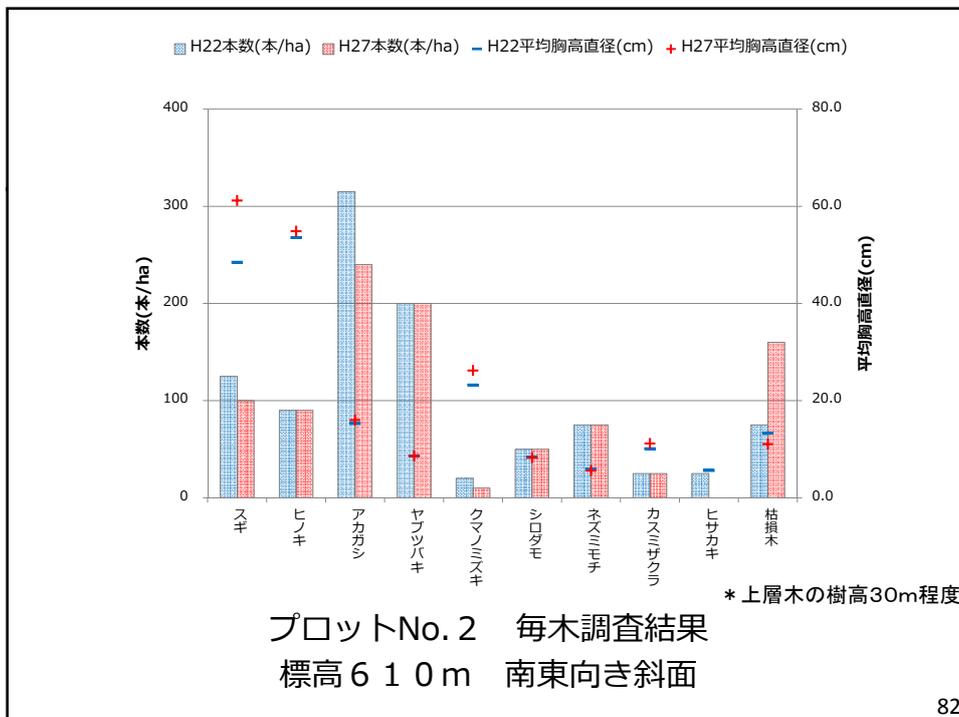
評 価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保護対象樹種であり林分構成種であるヒノキが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>ただし、二ホンシカによる採食やヒノキ及びリョウブのごく一部に剥皮の被害が確認されていることから、今後も継続して観察していく必要がある。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>下層植生に対する二ホンシカによる恒常的な採食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>下層植生に対する二ホンシカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>

78



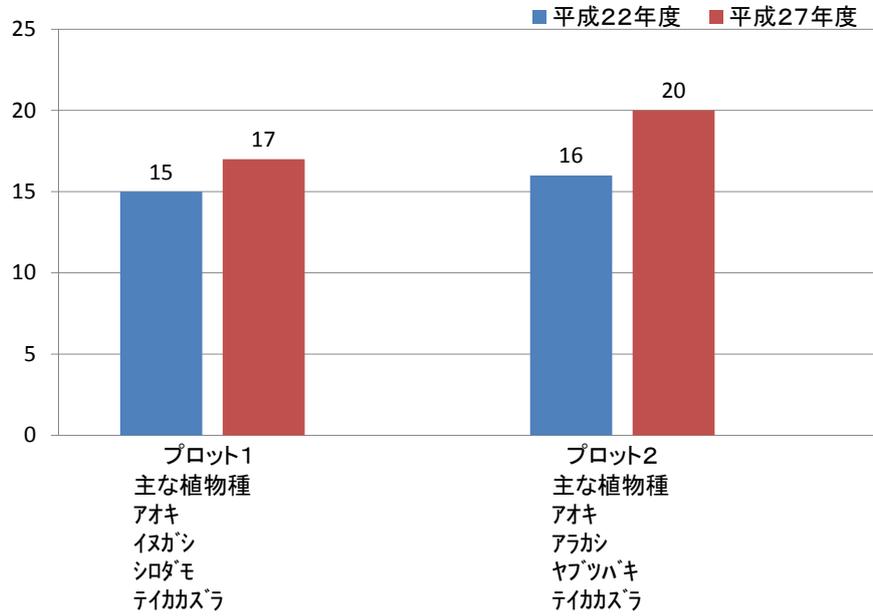


81



82

植生調査結果



83

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	無
プロット2	無	無	無	無

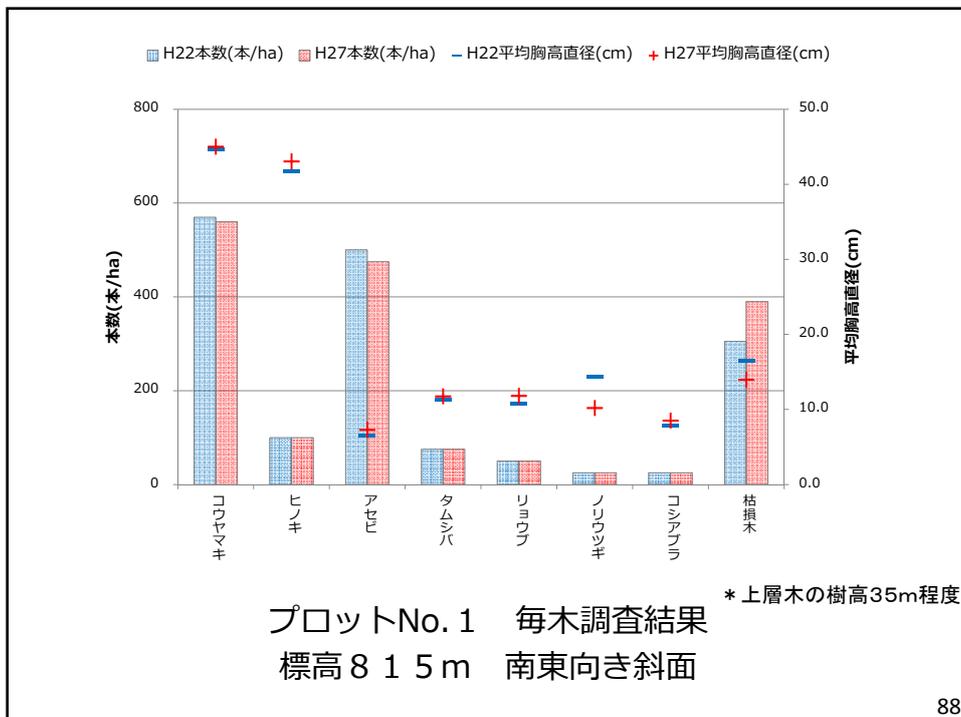
84

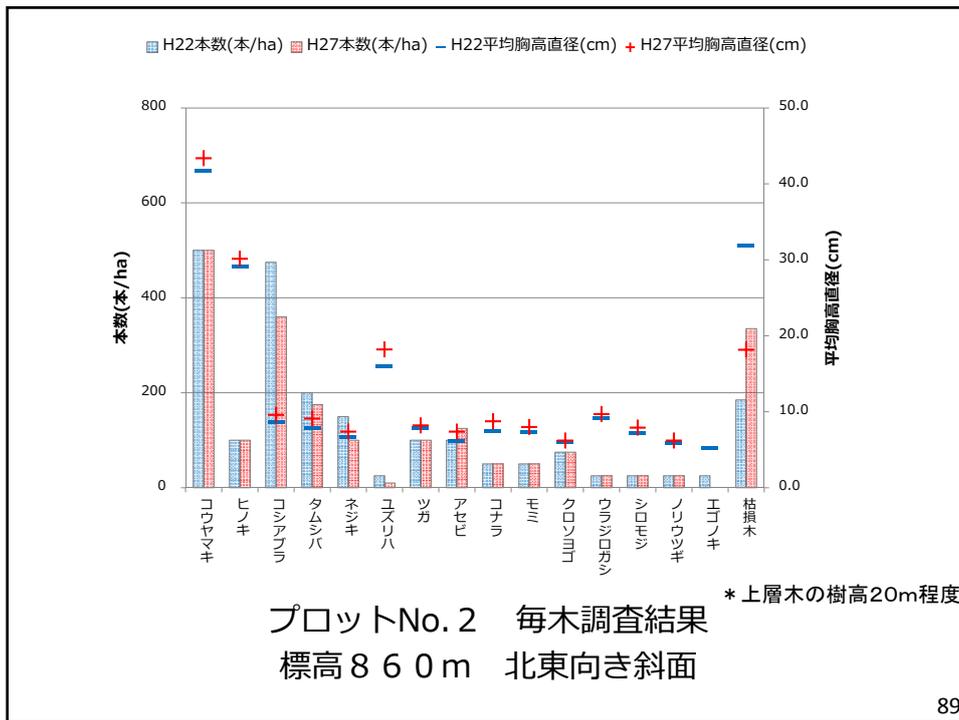
保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案） ＜摩耶山天然スギ植物群落保護林＞		
評価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保護対象樹種であり林分構成種であるスギが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれているもの。</p> <p>ニホンシカによる被害は確認されなかった。</p>	<p>現行どおり。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>なお、本保護林は都市近郊林として多くの利用者があることから、利用者の安全の確保に留意する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>

85

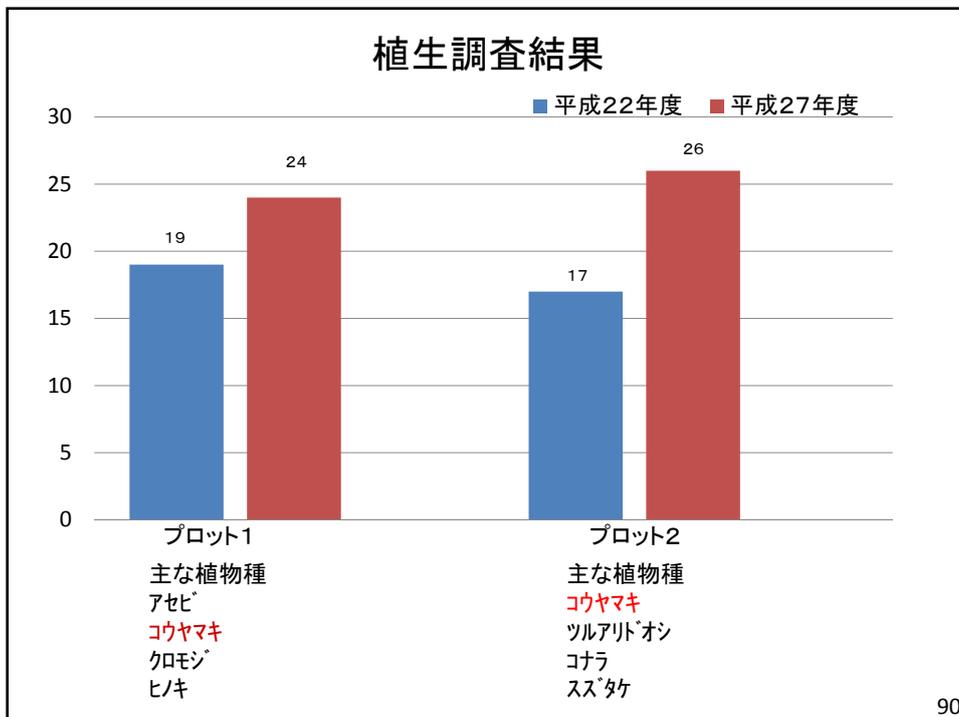


86





89



90

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	無
プロット2	無	無	無	無

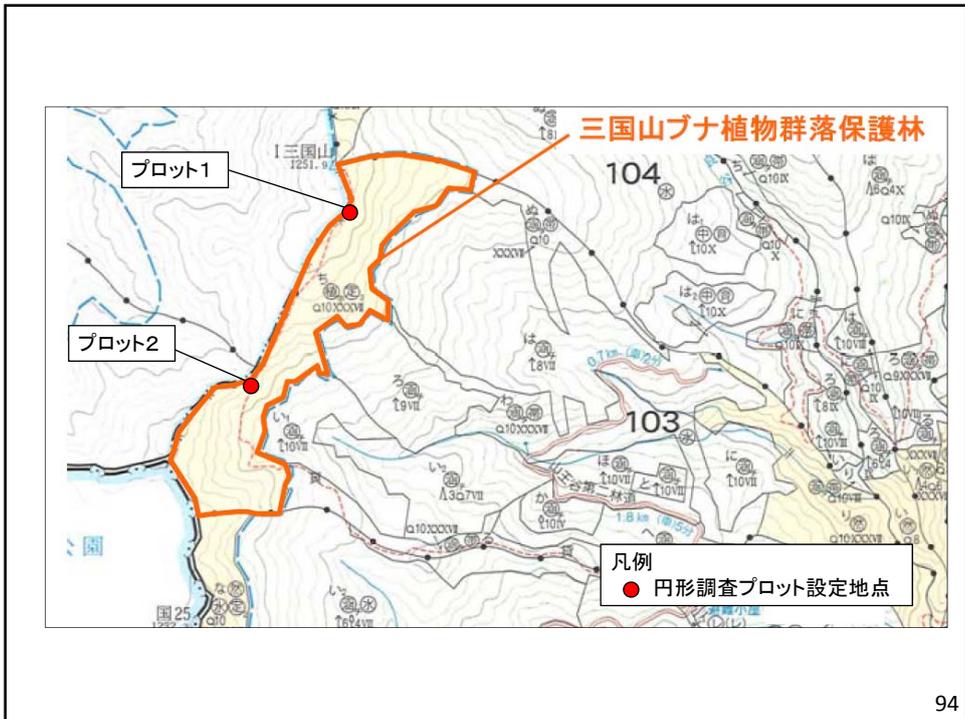
91

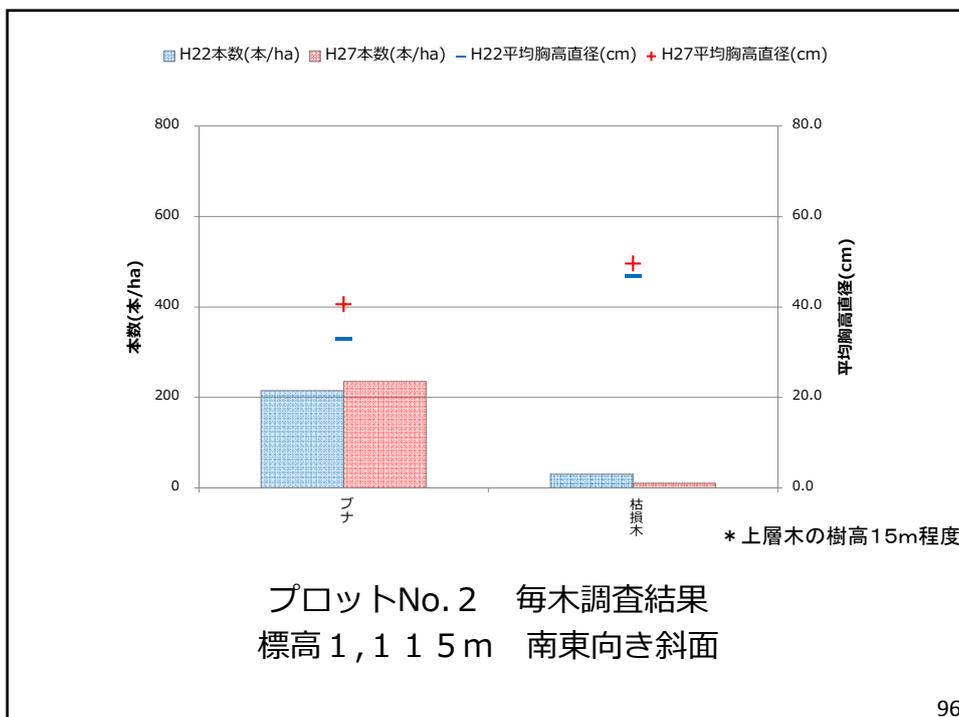
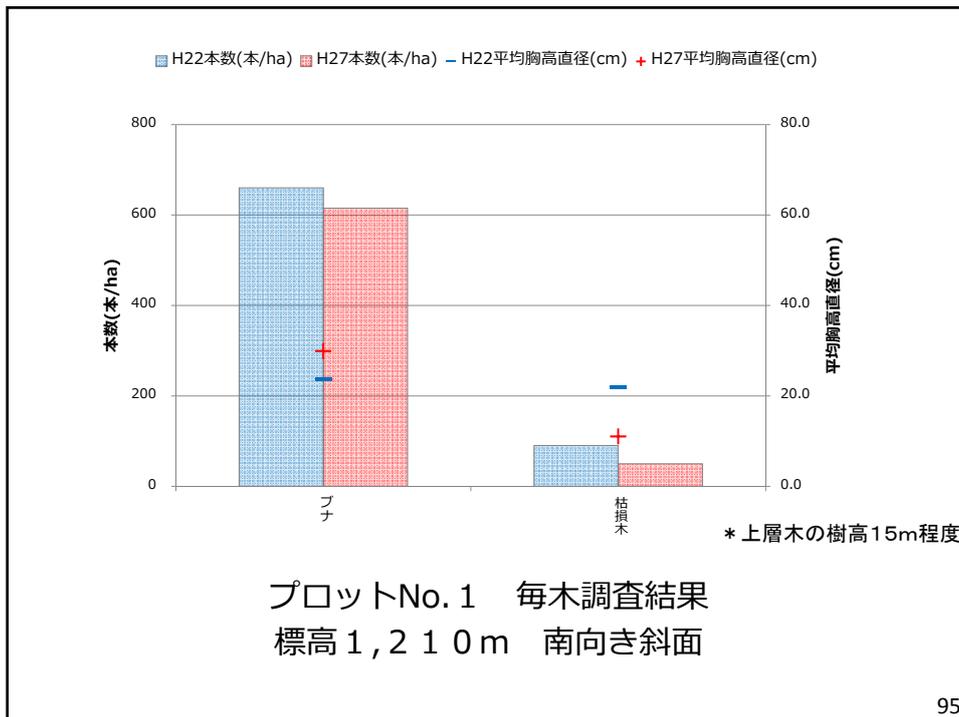
保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

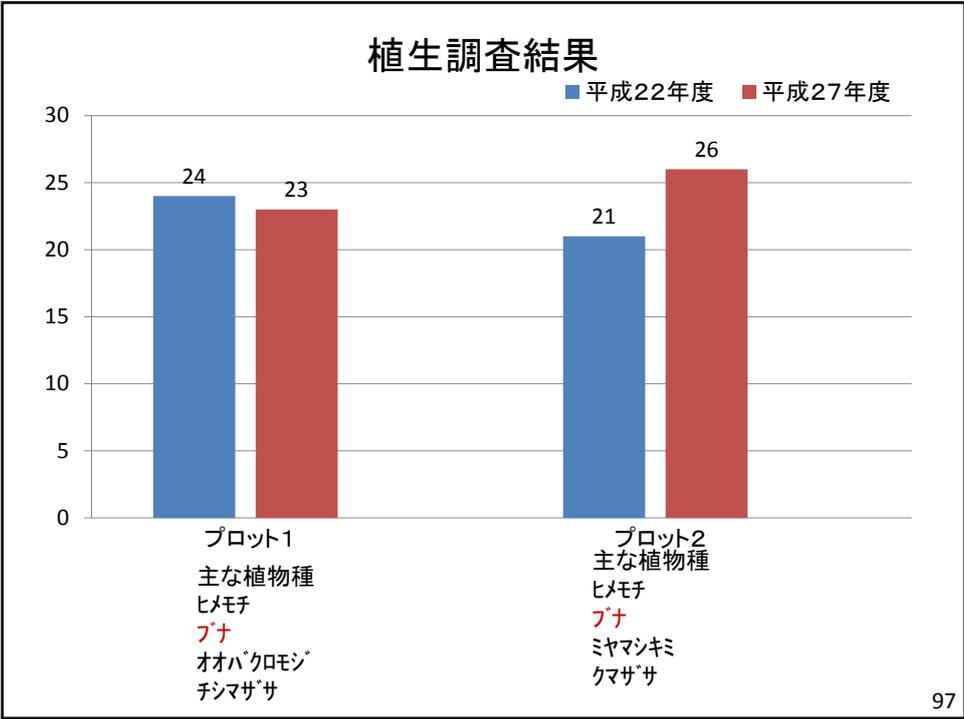
<高野山コウヤマキ植物群落保護林>

評 価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保護対象樹種であり林分構成種であるコウヤマキが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>ニホンシカによる被害は確認されなかった。</p>	<p>現行どおり。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>

92







シカ食害調査結果

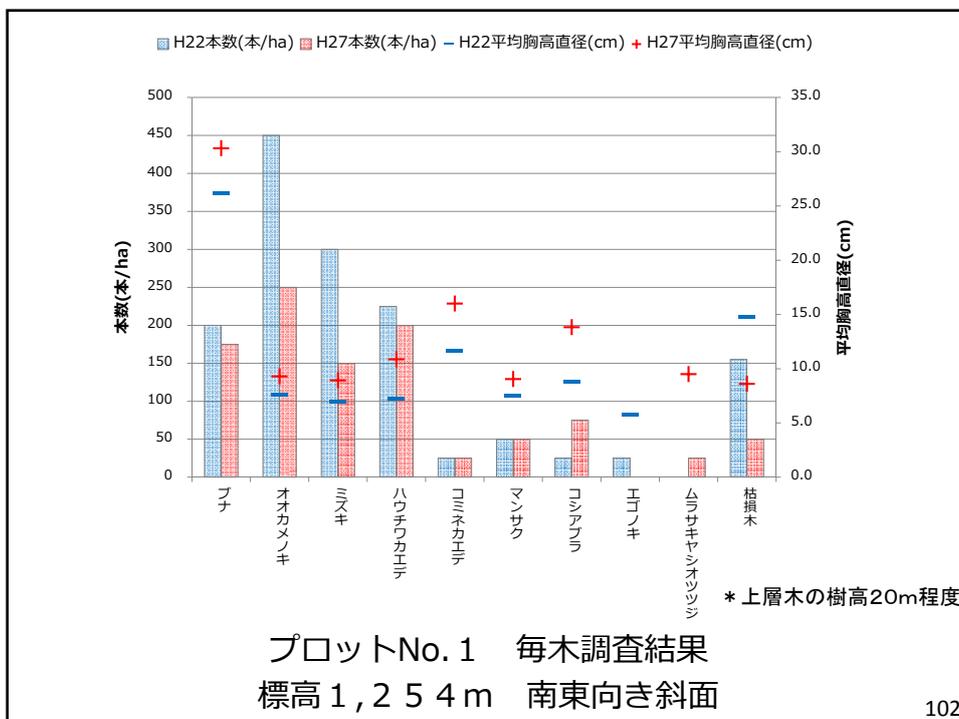
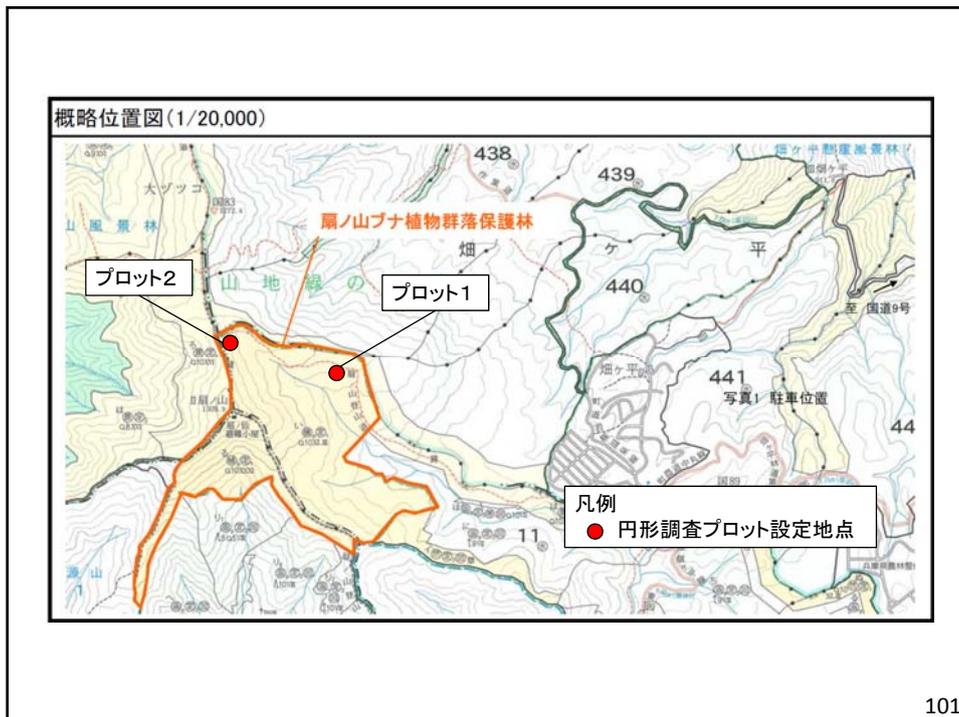
	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	有
プロット2	無	無	分布無	有

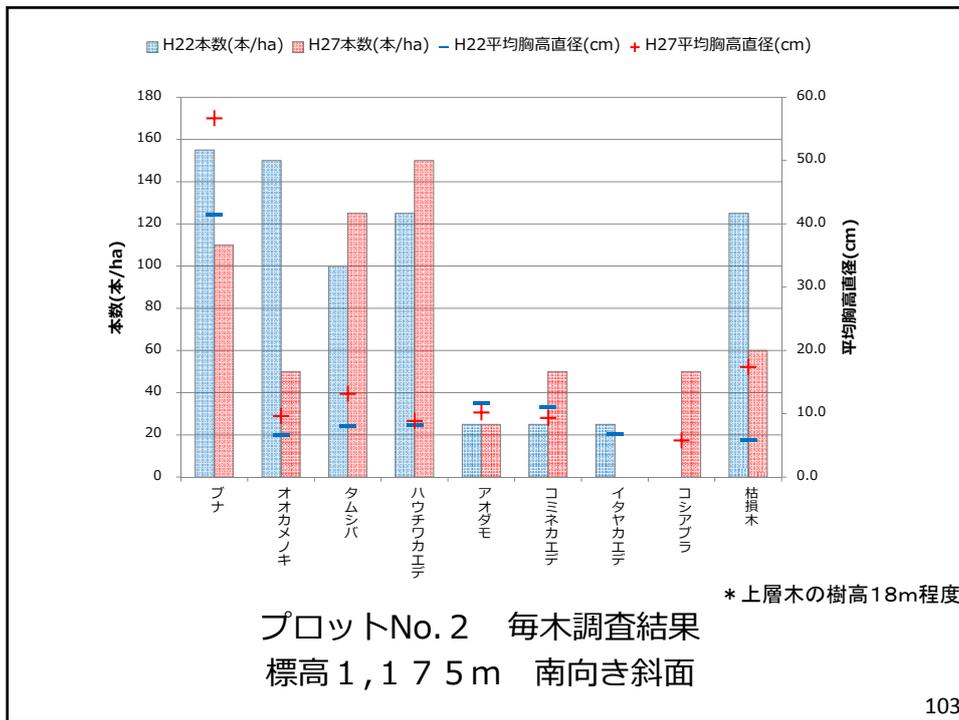
98

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案） <三国山ブナ植物群落保護林>		
評価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保護対象樹種であり林分構成種であるブナが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>二ホンジカによる被害は確認されなかったが、鳴き声を確認したことから近隣に生息していると考えられるため、二ホンジカの動向に注意する必要がある。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>また、二ホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>

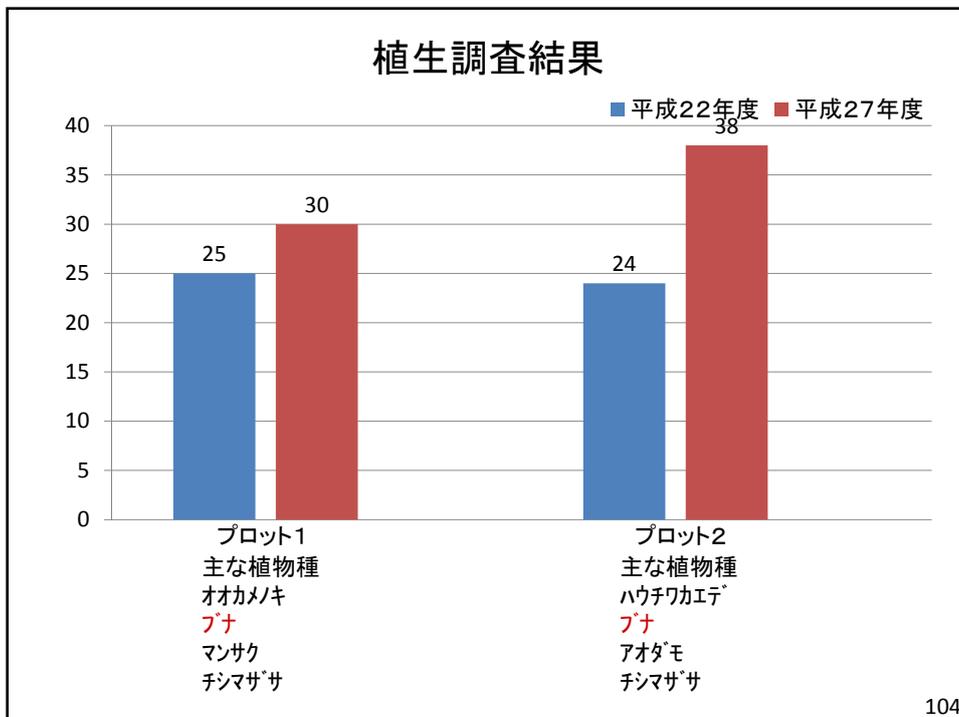
99







103



104

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	有
プロット2	無	無	無	無

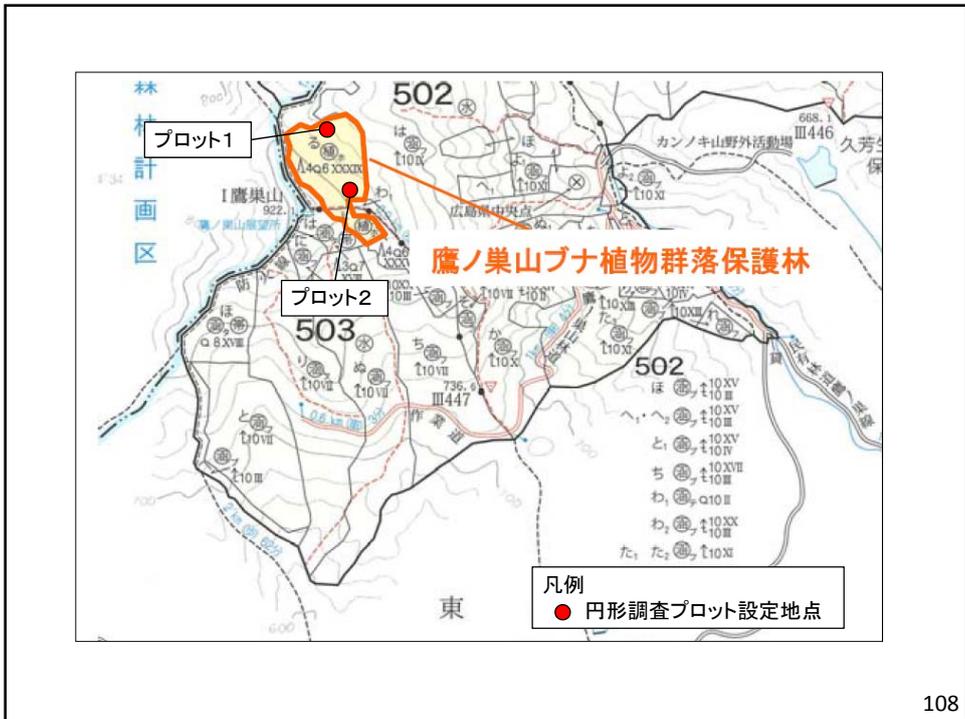
105

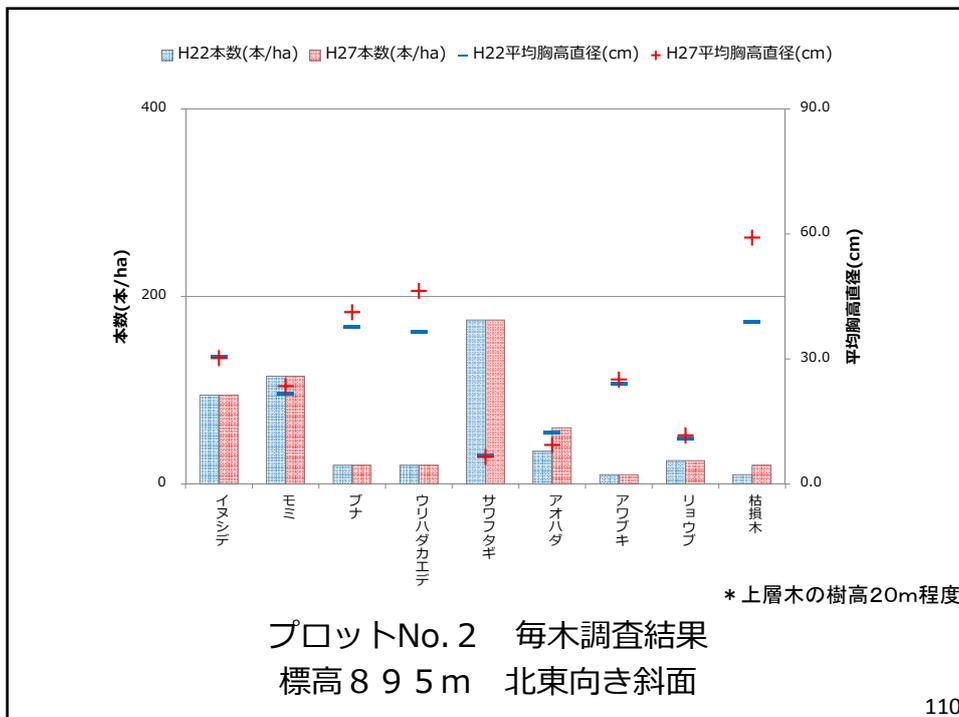
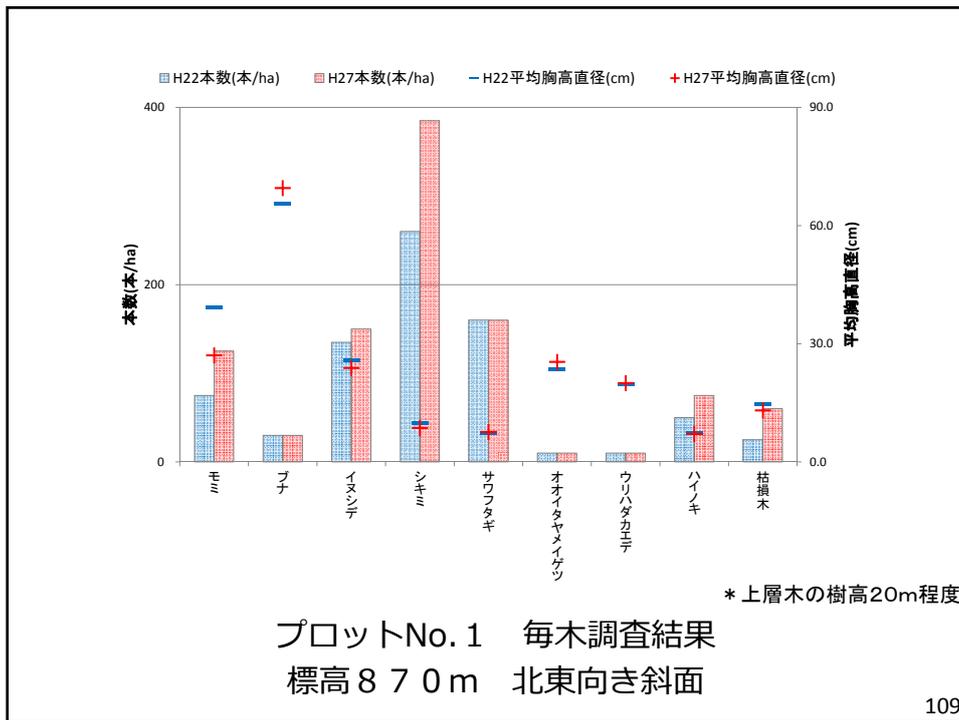
保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

＜扇ノ山ブナ植物群落保護林＞

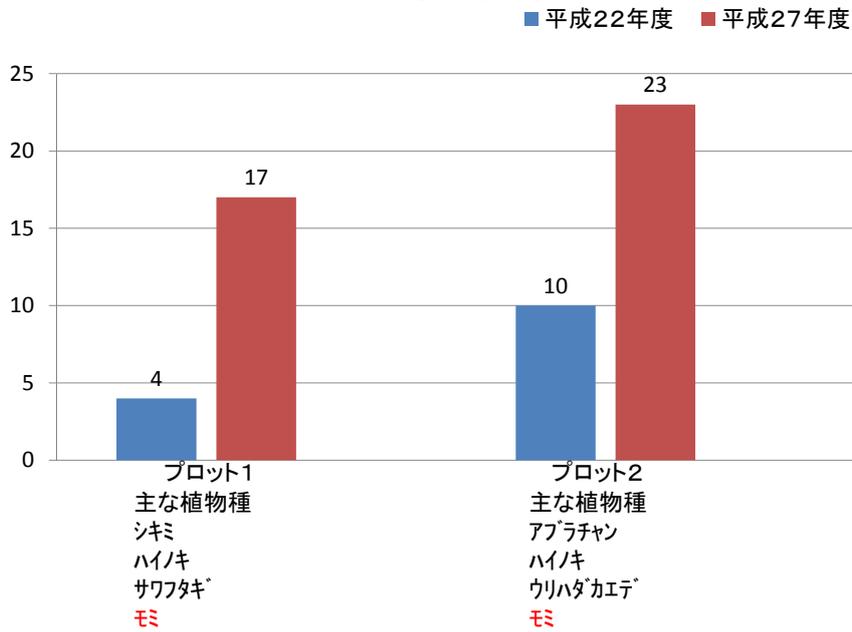
評 価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保存対象樹種であり林分構成種であるブナを中心とした植物群落の健全性が保たれていることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれているものと判断する。</p> <p>なお、ニホンジカの古い糞が確認されたことから、ニホンジカの動向について継続して観察する必要がある。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理をする。</p> <p>保護の対象とする群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該群落の保護に必要かつ効果的であると認められる時は、時き付け植え込み、刈出し、除伐等を行うこととする。</p> <p style="color: red;">また、ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要対策を講じる。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。歩道の整備を行う。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理をする。</p> <p>保護の対象とする群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該群落の保護に必要かつ効果的であると認められる時は、時き付け植え込み、刈出し、除伐等を行うこととする。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。歩道の整備を行う。</p>

106





植生調査結果



111

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	有	無	分布無	有
プロット2	有	無	有	有

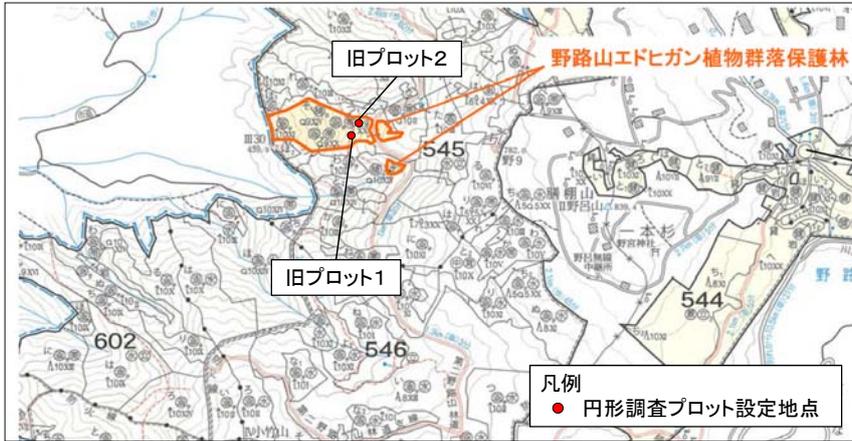
112

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案） <鷹ノ巣山ブナ植物群落保護林>		
評価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保護対象樹種であり林分構成種であるブナ及びモミが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>ただし、ニホンシカによりリョウブに剥皮被害がみられ、ディアラインが形成しつつあり、今後の動向について観察していく必要がある。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>下層植生に対するニホンシカによる恒常的な採食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>下層植生に対するニホンシカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>

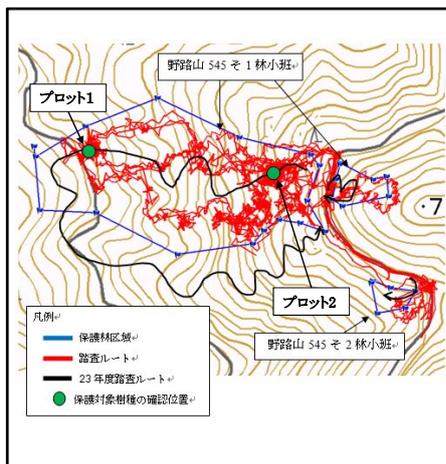
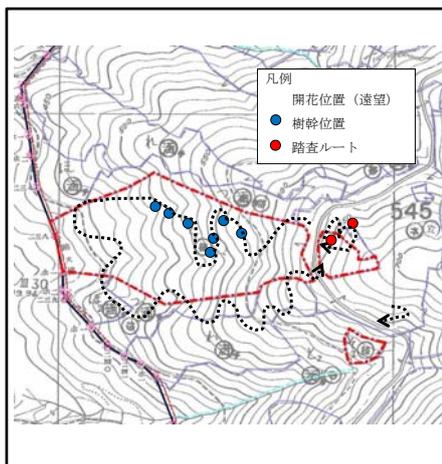
113



平成22年度プロット設定箇所

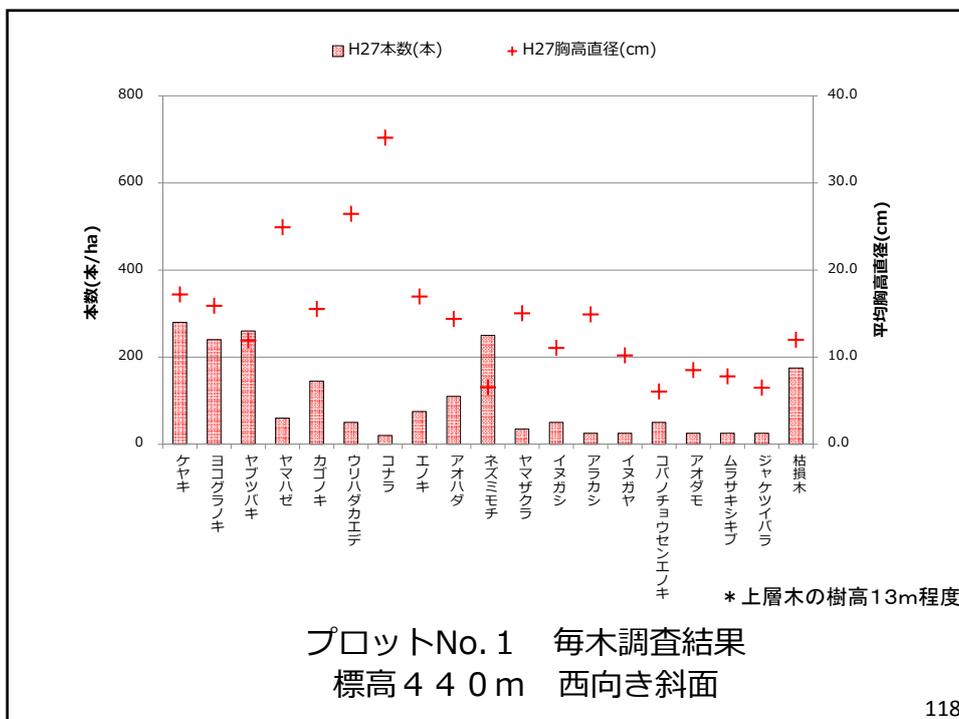
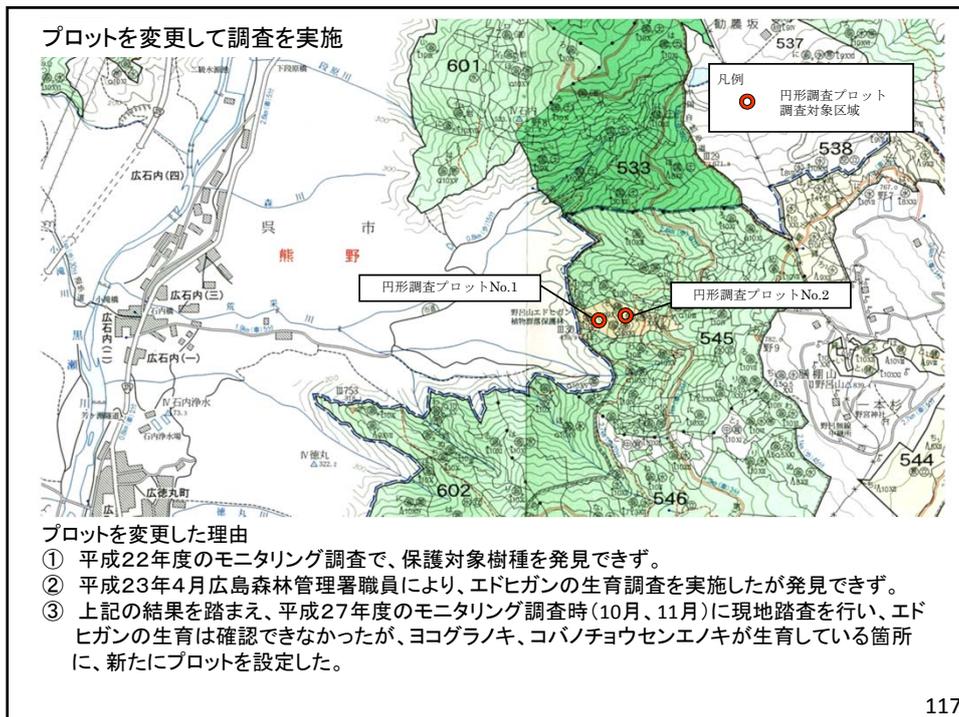


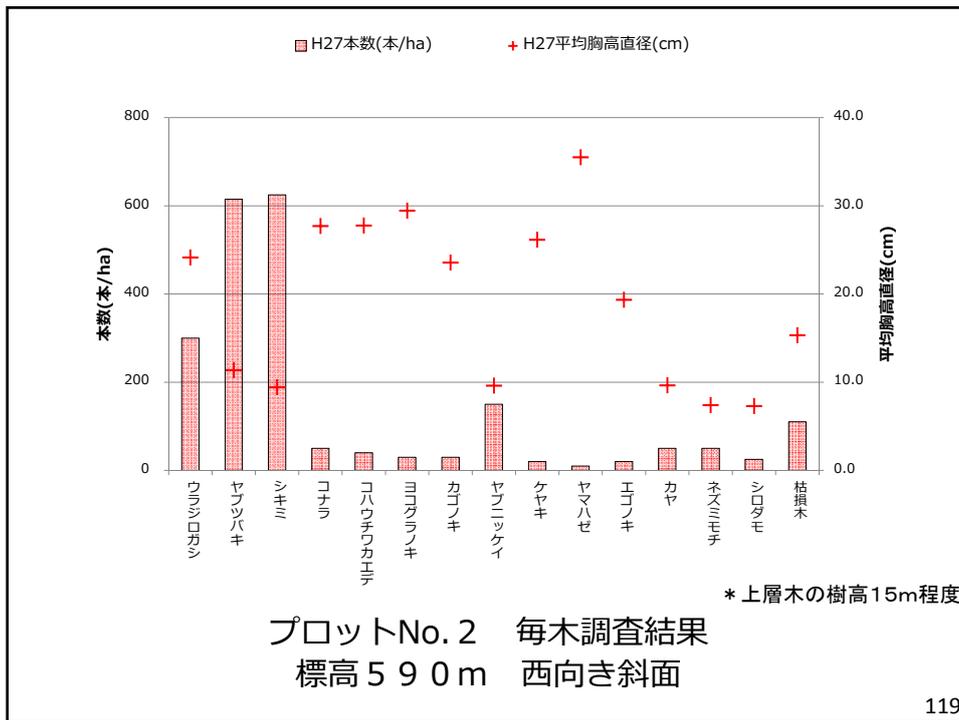
115



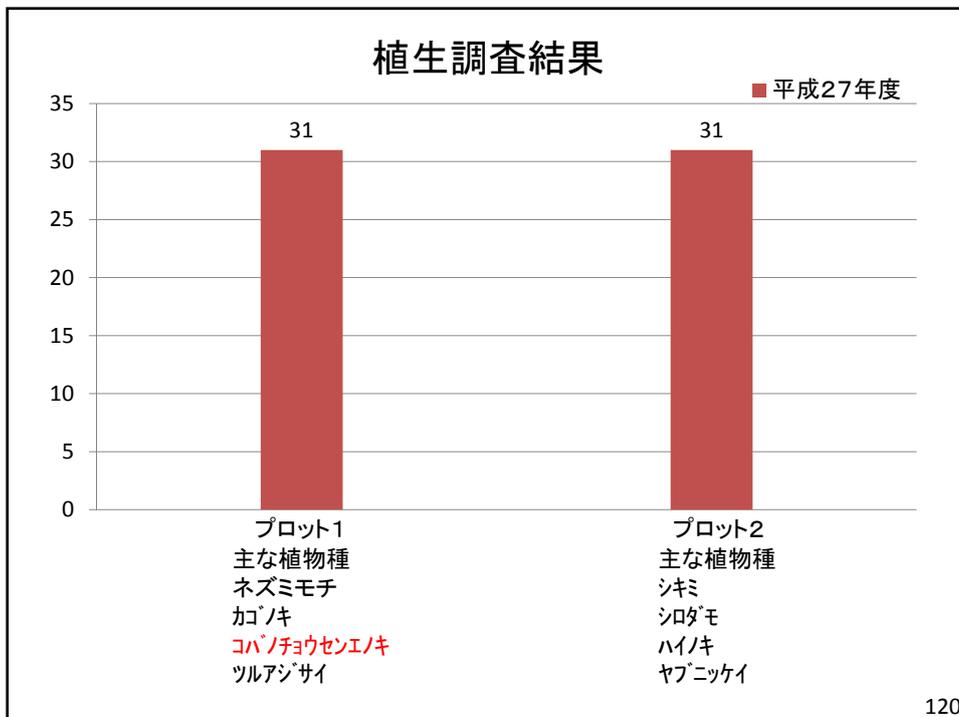
- 結果：① 平成27年度の踏査でヨコグラノキ、コバノチョウセンエノキを発見。
 ② 平成22年度、平成23年度、今回のいずれの調査時においても、エドヒガンは発見できず。

116





119



120

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	無
プロット2	無	無	分布無	無

121

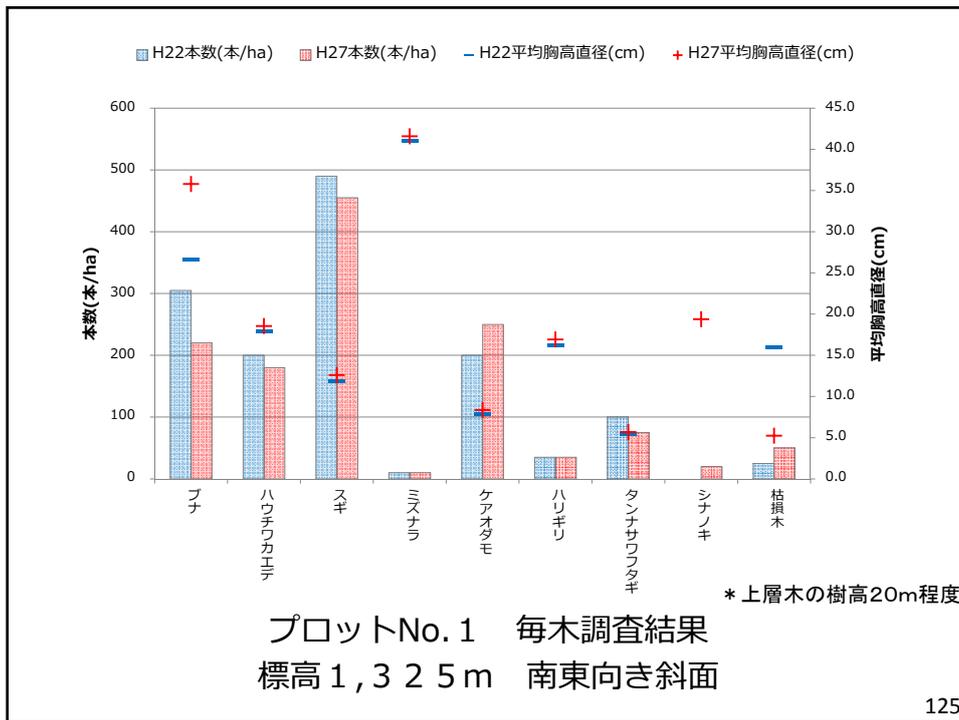
保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

＜野路山エドヒガン植物群落保護林＞

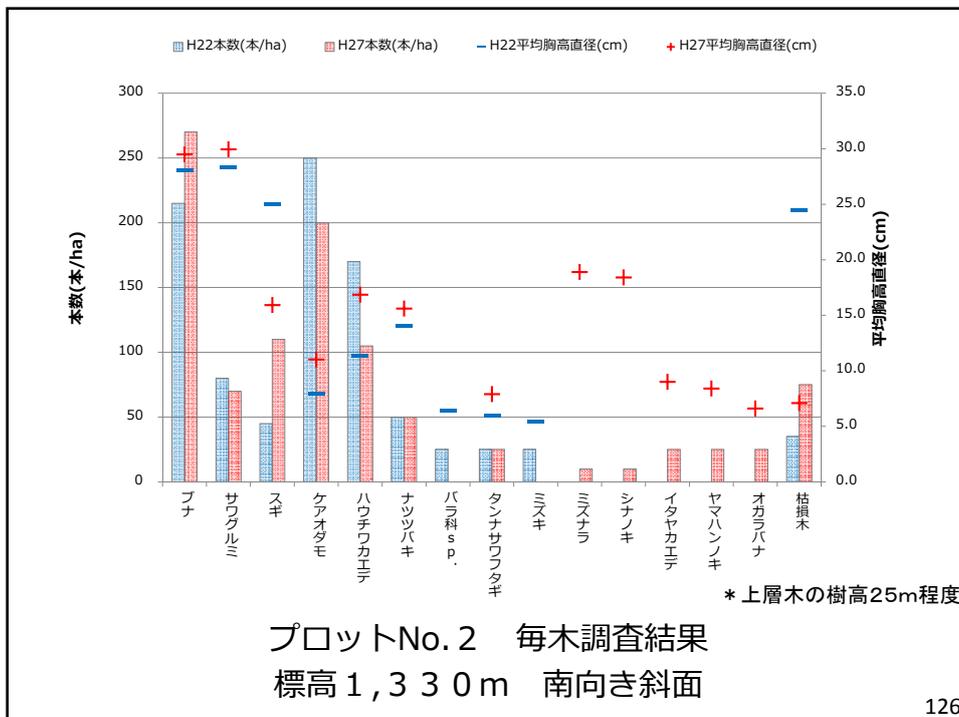
評 価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保護対象樹種であるヨコグラノキ及びコハノチョウセンエノキは生育しており良好な状態が保たれている。</p> <p>また、ニホンシカの被害は確認されなかった。</p> <p>ただし、保護対象樹種であるエドヒガンについては、平成22年度、23年度、今回のいずれの調査でも生育が確認されなかったため、保護対象樹種から除外する必要がある。</p>	<p>遷移途中相の植物群落であるため、群落を維持するための管理を行う。</p> <p>ただし、施業は群落の維持に必要な効果的であると認められる場合に限り実施する。</p> <p>なお、施業を実施する場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p style="color: red;">経過観察を実施するとともに、必要に応じて保護対象樹種の保護管理について検討する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p> <p style="color: red;">また、エドヒガンについては保護対象樹種から除外する。</p>	<p>遷移途中相の植物群落であるため、群落を維持するための管理を行う。</p> <p>ただし、施業は群落の維持に必要な効果的であると認められる場合に限り実施する。</p> <p>なお、施業を実施する場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>

122



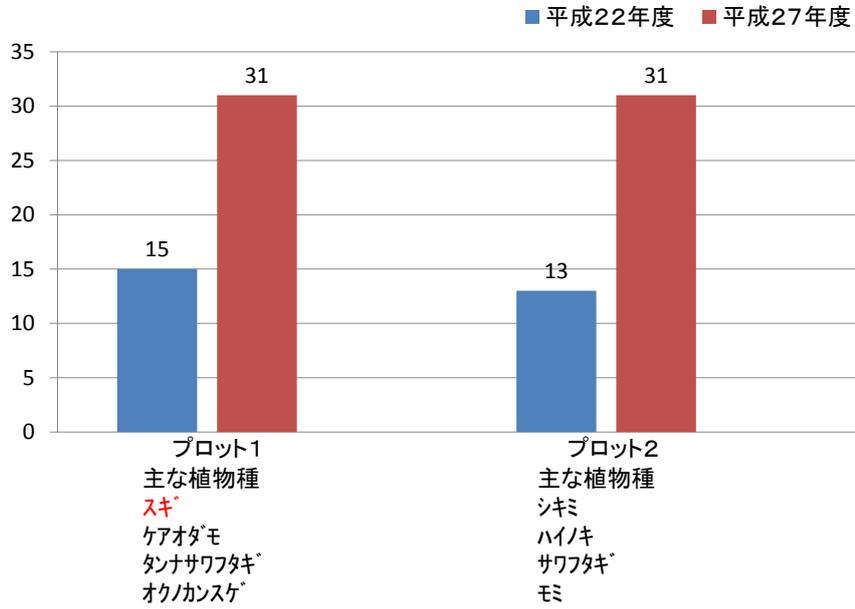


125



126

植生調査結果



127

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	無
プロット2	無	無	分布無	無

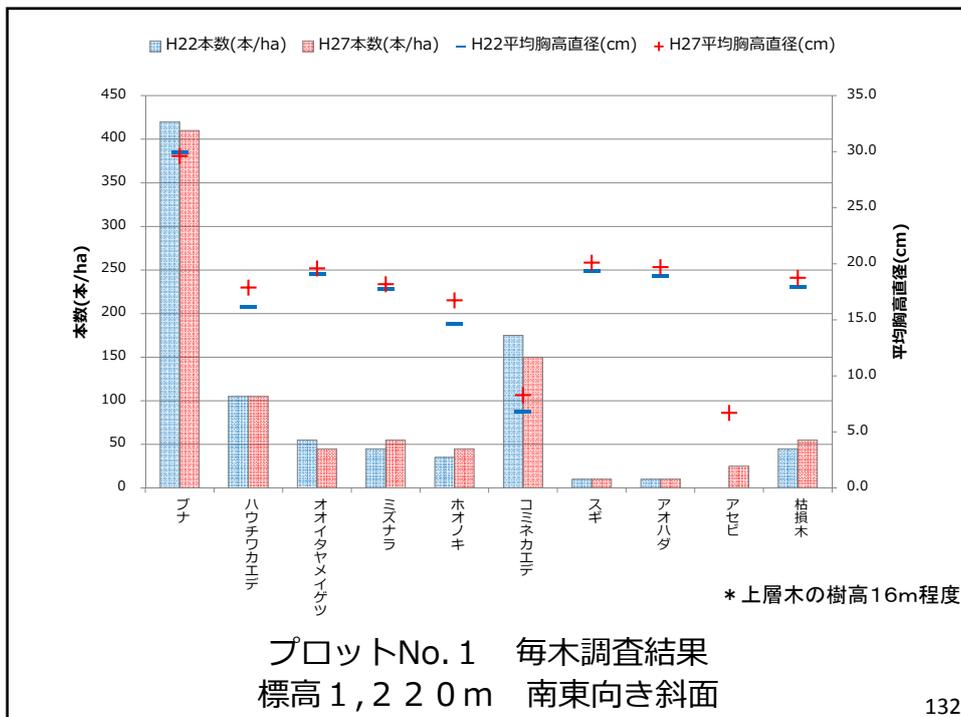
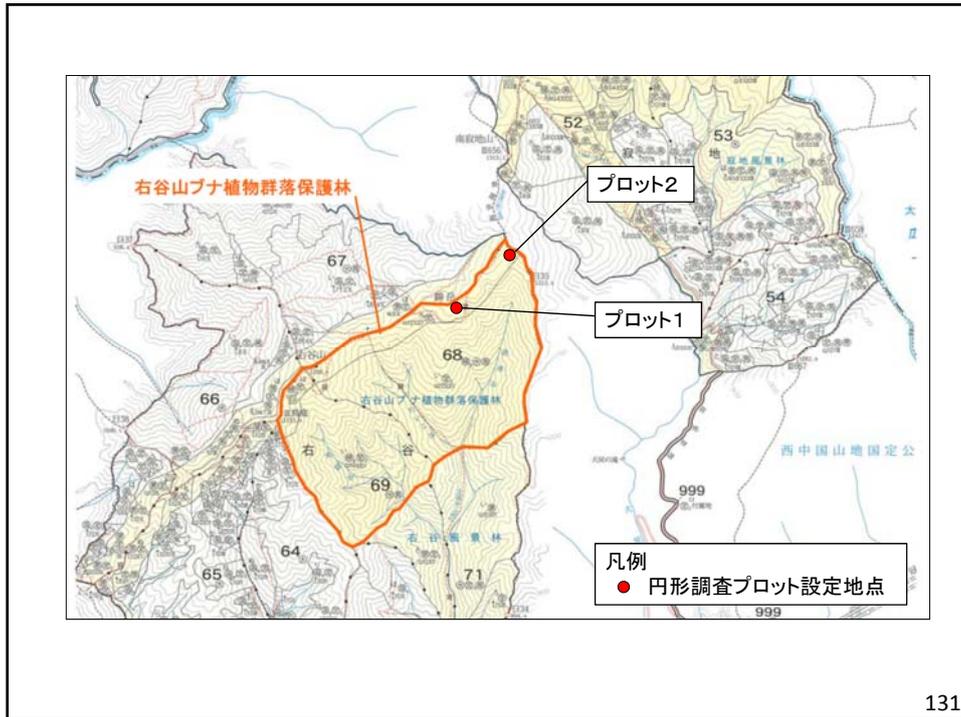
128

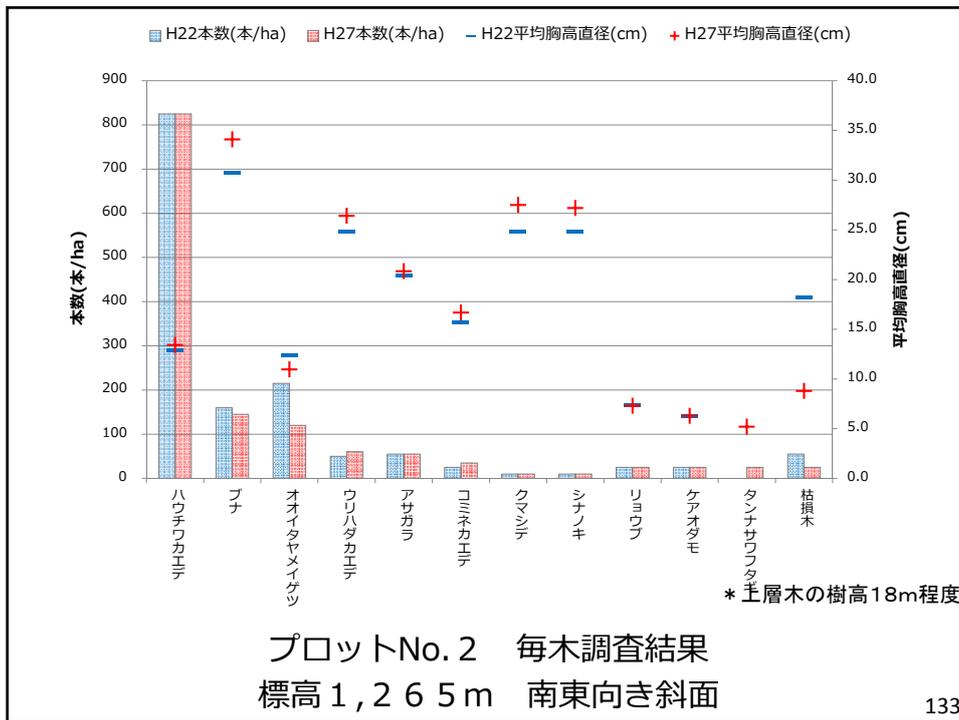
保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）		
<寂地山ブナ植物群落保護林>		
評価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保護対象樹種であり林分構成種であるブナを中心とした植物群落の健全性が保たれていることから、設定当時当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>ニホンシカによる被害は確認されなかった。</p>	<p>現行どおり。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>

129

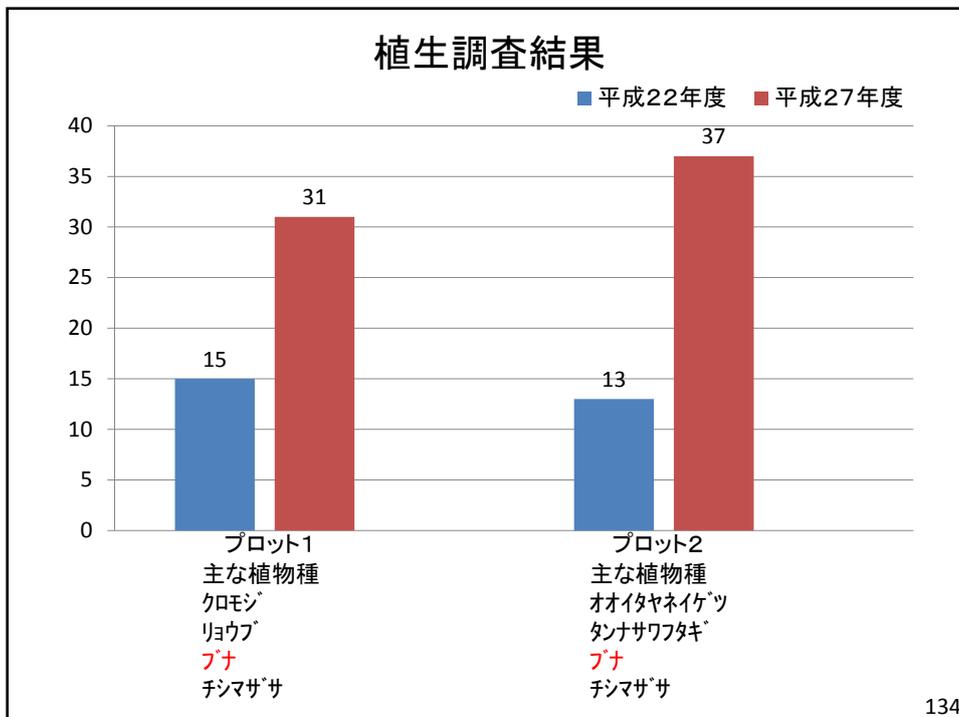


130





133



134

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	無
プロット2	無	無	無	無

135

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<右谷山ブナ植物群落保護林>

評 価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
<p>保護対象樹種であり林分構成種であるブナが健全に生育していることから、設定当時当時と変わらず良好な状態が保たれている。</p> <p>ニホンシカによる被害は確認されなかった。</p>	<p>現行どおり。</p>	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。</p> <p>保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>

136

今後のスケジュール

- 1、部会でのご意見を踏まえ、管理方針書(案)を修正
- 2、保護林管理委員会に管理方針書(案)を報告
(平成28年9月)